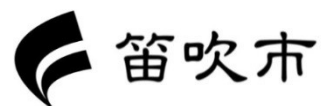


笛吹市

第4次障害者基本計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月



はじめに



「ノーマライゼーション」という言葉が1981年の国際障害者年を契機に知られるようになってから、40年が経過しました。

ノーマライゼーションの理念は、障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく、豊かに暮らしていける社会を目指すものです。本市ではこの理念の下、障がいのある人だけを対象とするのではなく、障がいのある人もない人も同じ地域の一員として、ともに充実した生活が送れるよう、「障がい者のことは障がい者抜きには決めない」という考え方を基礎に障がいのある人の声に耳を傾け、障がいのある人の目線にたち、そのバリアを解消していくための障害福祉施策を展開してきました。

国では、障害者虐待防止法や障害者差別解消法、障害者文化芸術活動推進法の施行および障害者雇用促進法や障害者総合支援法の改正など、障がい者の権利を守り、自立を支え、その個性と能力を発揮していくための法整備が進められています。

一方、介護者の高齢化に伴う介護不安、世帯の経済的困難、雇用問題、災害の発生のほか、令和2年には新しい感染症の感染拡大など障がい者をとりまく地域社会も、さまざまな課題に直面しています。

「笛吹市第4次障害者基本計画」は、障がいのある人が地域の主体となり、あらゆる活動に参画できることを目指し、笛吹市における令和3年度から令和8年度までの障害福祉施策の基本的な方向性を定めたものです。

本計画の理念である「障がいのある人もない人も ともに支えあい 共生できるまちづくり」の実現に向け、市民の皆さま、関係機関・関係団体の皆さま、事業者の皆さま、そして障がいのある人ご自身も主体的に参画いただくなかで、それぞれの役割に応じて施策の推進に手を貸していただけるようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました計画策定審議委員の皆さま、地域自立支援協議会の関係の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なお意見をいただきました多くの皆さまに心から御礼申し上げます。

令和3年3月

笛吹市長

山下 友樹

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象	3
4 障がい者の定義	3
5 計画期間	4
第2章 障がい者を取りまく現状	5
1 障がい者の状況	5
2 障がい者の意向（アンケート調査から）	10
3 障がい者施策をめぐる法整備等の状況	19
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本方針（横断的視点から）	24
3 計画の体系	27
第4章 施策の推進	29
1 自立した日常生活の支援	29
基本目標 ① 相談支援体制の構築	29
基本目標 ② 在宅サービス等の充実	32
基本目標 ③ 障がい児支援の充実	35
基本目標 ④ 保健・医療との連携	38
基本目標 ⑤ 地域生活移行・地域定着の促進	41
2 安心して生活できる環境整備	44
基本目標 ⑥ 外出手段の確保	44
基本目標 ⑦ 誰もが暮らしやすい環境づくり	46
基本目標 ⑧ 情報アクセシビリティの推進	48
基本目標 ⑨ 教育環境の整備	50
基本目標 ⑩ 就労および雇用の支援	52
基本目標 ⑪ 社会参加・交流の場の充実	54
3 とともに支えあう地域づくり	57
基本目標 ⑫ 防災・防犯対策の推進	57
基本目標 ⑬ 権利擁護の推進	60
基本目標 ⑭ 「障害を理由とする差別」の解消	62
基本目標 ⑮ 障がい理解の促進	64
基本目標 ⑯ 当事者参画による地域づくり	65
第5章 計画の実現に向けて	68
1 計画の推進体制	68
2 計画の検証と見直し	70
3 障害福祉計画との一体的推進	72

【資料編】

- 障害福祉サービス等の利用状況
- 市内障害者支援施設等一覧
- アンケート調査結果
- 計画策定の経過

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

笛吹市では、障害者基本法の目的である「障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会」の実現に向けて、地域、関係機関、関係団体とも連携し、障害者施策を総合的に推進するため、平成 19 年 3 月から笛吹市障害者基本計画を策定し、本計画は第 4 次計画となります。

一方、国では、平成 26 年 1 月に障害者の権利に関する条約を批准し、障害者基本法や障害者雇用促進法、発達障害者支援法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法などの法整備が進められました。これを受け、県では、山梨県幸住条例の大幅な見直しなども図られました。

この間、障がい者を取りまく地域社会も、少子高齢化に伴う介護不安、世帯の経済的困難、雇用不安、災害対策など多くの課題に直面しています。

「**笛吹市第 4 次障害者基本計画**」は、こうした国、県の動向や障がい者の状況等も踏まえ、本市における障害福祉施策の一層の充実を図っていくための指針として策定するものです。

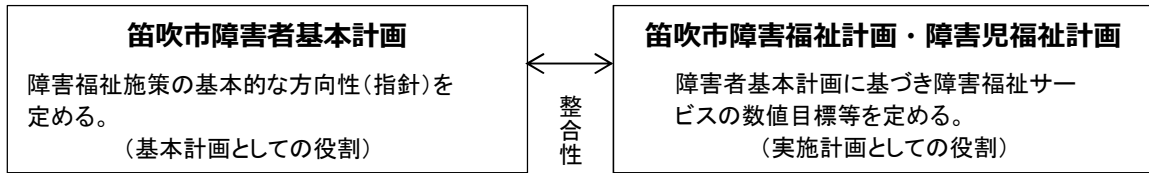
2 計画の位置づけ

「**笛吹市障害者基本計画**」は、**障害者基本法***第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、国の障害者基本計画や山梨県障害者計画「やまなし障害者プラン」の方向性を踏まえ、今後、笛吹市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を定めるものです。

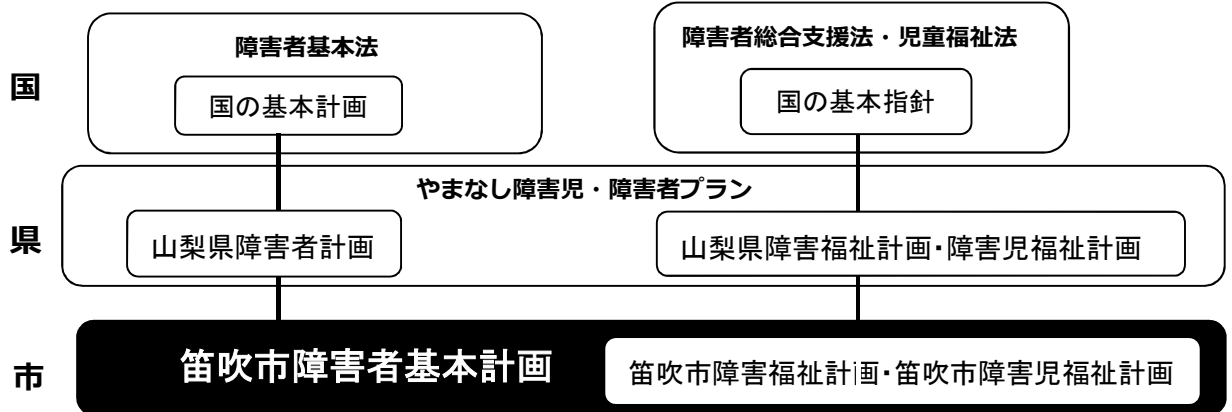
一方で、「**笛吹市障害福祉計画**」は、**障害者総合支援法***第 88 条に基づき、国が定める基本指針に即して、本市における障害福祉サービスの数値目標などを示したものであり、本計画に内包される実施計画として位置づけられるものです。

このため、「**笛吹市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画**（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）」および令和 6 年 3 月に計画策定が予定される「**笛吹市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画**（計画期間令和 6 年度～令和 8 年度）」については、本計画における施策推進の考え方に沿い、本計画と一体となった計画となります。

このように、本市における障害者福祉施策の推進にあたっては、障害者基本計画と障害福祉計画とが相互に整合性を図りながら進めていきます。



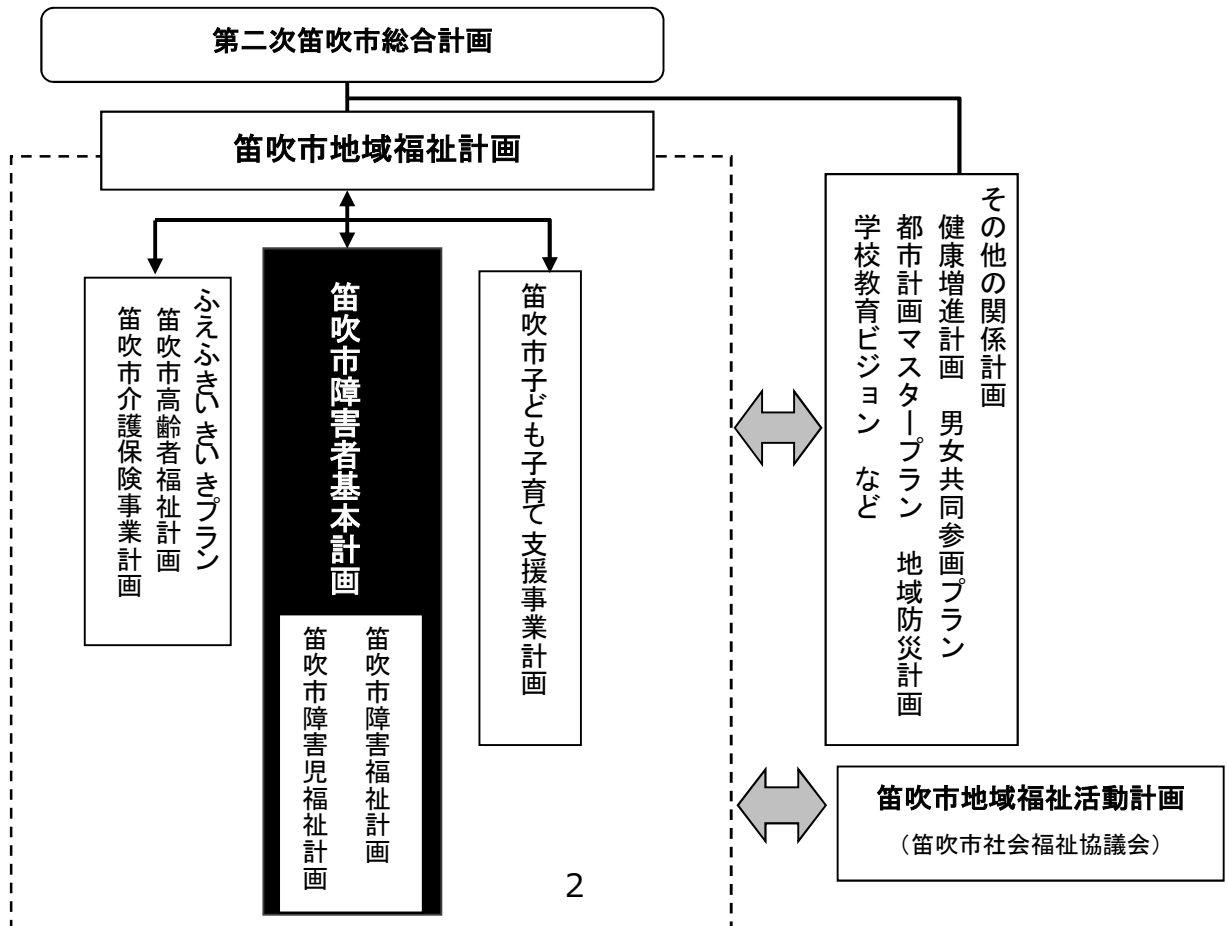
■ 国・県計画や障害福祉計画との関係



また同時に、本計画は、「第二次笛吹市総合計画*」に基づき地域福祉の推進に関する理念およびその具現化のための取組方針を規定した「**笛吹市地域福祉計画***」に包含された福祉分野における個別計画のひとつとして位置づけられています。

このため本計画は、地域福祉計画をはじめとする福祉分野の関連計画において、子育て、高齢化等の地域生活課題を共有し、支援の整合性を図り、その他の関連する各部門の計画とも連携しながら計画の策定および推進を図っていきます。

■ 笛吹市の関連計画との関係



3 計画の対象

本計画の対象は、地域住民（障がい当事者を含む）、事業者、行政機関などすべての個人および団体です。特に本計画では、障がい当事者、家族、支援者としての専門職、NPO 法人などのボランティア、就労先の企業、住民が利用する企業などが対象となっています。

4 障がい者の定義

本計画において表記する「障がい者」とは、特に区別する必要がある場合を除き、年齢にかかわらず、障害者基本法の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があり、障害および**社会的障壁***により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるすべての人」のことをいい、また障害者手帳の有無にかかわらず、発達障がい、難病、高次脳機能障がいがある人などを含むものとします。

ただし、本文中において、児童福祉法に基づくサービスなど 18 歳未満の児童を対象とした施策等を説明する場合や各種制度の対象を分かりやすく表現する際に、「障がい児」、「障がい者（児）」などと記述する場合があります。

また、本市の公用文や広報紙等における用字の考え方にしたがって、原則として「障がい」、「障がい者」のように「がい」の字をひらがなで表記しています（法律名、制度名、機関名などの固有名詞については除く）。

* **障害者基本法**…障害者施策を推進していくための基本原則および基本的事項を定めるとともに、国、地方公共団体等の責務を明らかにすることにより、障害者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的、計画的に推進することを目的とした法律で、昭和 45 年に成立した。平成 16 年の法改正により、障害者基本計画の策定が市町村に義務付けられた

* **障害者総合支援法**…障害者自立支援法に代わり、平成 25 年に施行された法律で、障害者基本法の基本理念にのっとり、すべての障害者・障害児が必要な日常生活および社会生活を営むための必要な支援が受けられるよう、障害福祉サービス等の支援を計画的に行うことなどを目的としている。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

* **第二次笛吹市総合計画**…笛吹市の特性や時代の潮流を踏まえ、市のまちづくりの基本理念や将来像およびそれを達成するための基本的な方向性等を定めた計画。現行の「第二次笛吹市総合計画」は、平成 29 年 3 月に策定され、令和 7 年度までが計画期間となっている。

* **笛吹市地域福祉計画**…社会福祉法第 107 条に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉的課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等について計画的に整備していくための計画。現在推進している「笛吹市第 3 次地域福祉計画（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）」は、平成 29 年 3 月に策定されたが、令和 3 年度に計画期間満了を迎えるため第 4 次計画を策定中である。第 4 次計画では、権利擁護支援の一つである成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）と一体的に策定する予定である。

* **社会的障壁**…障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁となり得る事物、制度、慣行、観念などあらゆるもののこと。道路の段差や漢字が多くて理解しづらい書類などがこれにあたる。

5 計画期間

「**笛吹市第 4 次障害者基本計画**」の計画期間は、**令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年**とします。

「**笛吹市第 1 次障害者基本計画**」および「**笛吹市第 2 次障害者基本計画**」は、それぞれ「**笛吹市地域福祉計画**」の計画期間に合わせ 5 か年としていましたが、「**笛吹市障害福祉計画**」の計画期間（3 か年）との整合性を図ることにより、障害者基本計画と障害福祉計画相互の効果的な推進を図るため、「**笛吹市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画**」の終期に合わせ、計画期間を 4 か年としました。このことを踏まえ、本計画以降は、障害者基本計画を 6 か年とし、3 か年計画である障害福祉計画を障害者基本計画に内包される前期計画、後期計画と位置づけることにより、両計画の一体的かつ計画的な推進を図っていきます。

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
地域福祉計画	第 3 次地域福祉計画(5 年)					第 4 次地域福祉計画				
障害者基本計画	第 3 次障害者基本計画(4 年)				第 4 次障害者基本計画(6 年)					
障害福祉計画	第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画(3 年)				第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画(3 年)			第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画(3 年)		

障害者基本計画と障害福祉計画との整合性を図り、一体的に推進

第2章 障がい者を取りまく現状

1 障がい者の状況

*注) 元号の変更は2019年5月1日ですが、4月1日現在のデータでも令和元年(元年・R1)で表記しています。

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市における**身体障害者手帳***、**療育手帳***および**精神障害者保健福祉手帳***の所持者数は、令和2年4月1日現在、合わせて4,444人となっており、平成21年と比較すると、約7%の増加となっています。

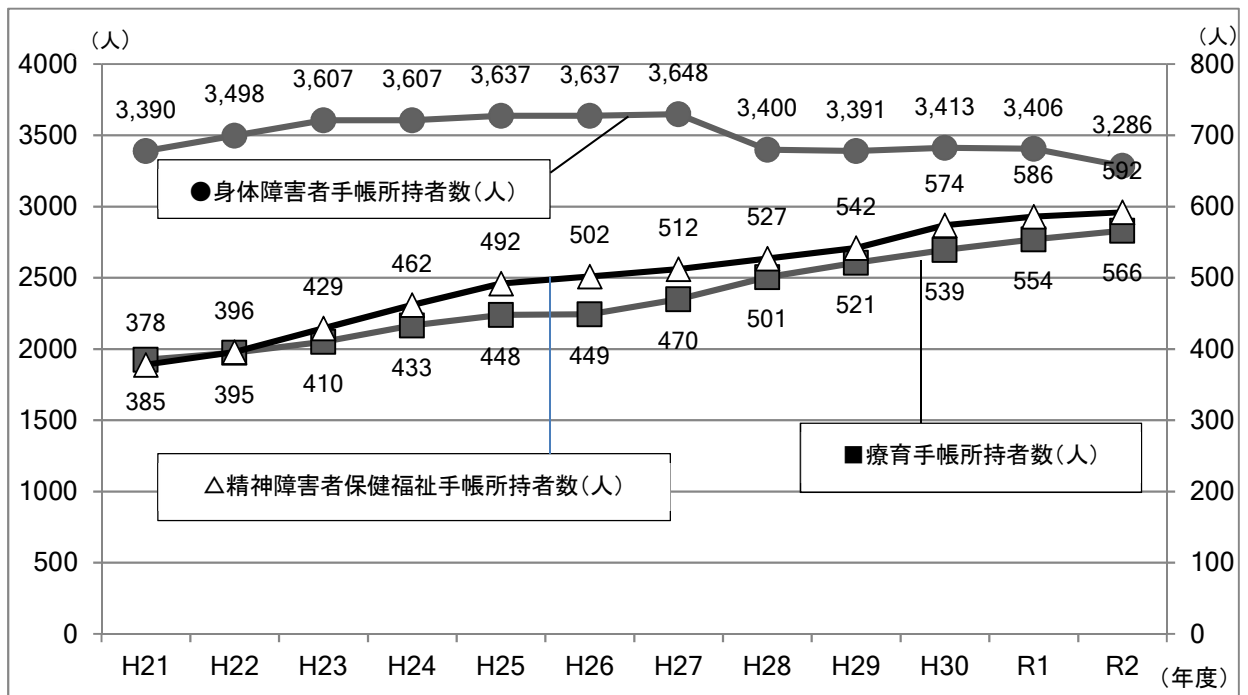
このうち身体障害者手帳の所持者は、(ほぼ横ばいですが*注)、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加の一途をたどっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成21年比で約1.5倍となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
身体障害者手帳所持者数	3,390	3,498	3,607	3,607	3,637	3,637	3,648	3,400	3,391	3,413	3,406	3,286
療育手帳所持者数	385	395	410	433	448	449	470	501	521	539	554	566
精神障害者保健福祉手帳所持者数	378	396	429	462	492	502	512	527	542	574	586	592
計	4,153	4,289	4,446	4,502	4,577	4,588	4,630	4,428	4,454	4,526	4,546	4,444

(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料)



- * **身体障害者手帳**…視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する一定の障がいのある人に対して交付される手帳のことで、障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。この手帳を取得することにより、障がい種別とその程度に応じた各種サービスを利用することができる。
- * **療育手帳**…山梨県の障害者相談所または児童相談所において、医学的、心理学的判定等により、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳のことで、障がいの程度によってA-1からB-2までの6段階に区分される。この手帳を取得することにより障がい程度に応じた各種サービスを利用することができる。
- * **精神障害者保健福祉手帳**…精神疾患を有する人および発達障がいのある人（知的障がいのある人を除く）で、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人に対して交付される手帳のことで、障がいの程度によって1級から3級までに区分される。この手帳を取得することにより、障がい程度に応じた各種サービスを利用することができる。
- *注）身体障害者手帳所持者数が、平成27年度から平成28年度にかけて大幅に減少しているのは、県の台帳整理による影響が大きいと考えられる。

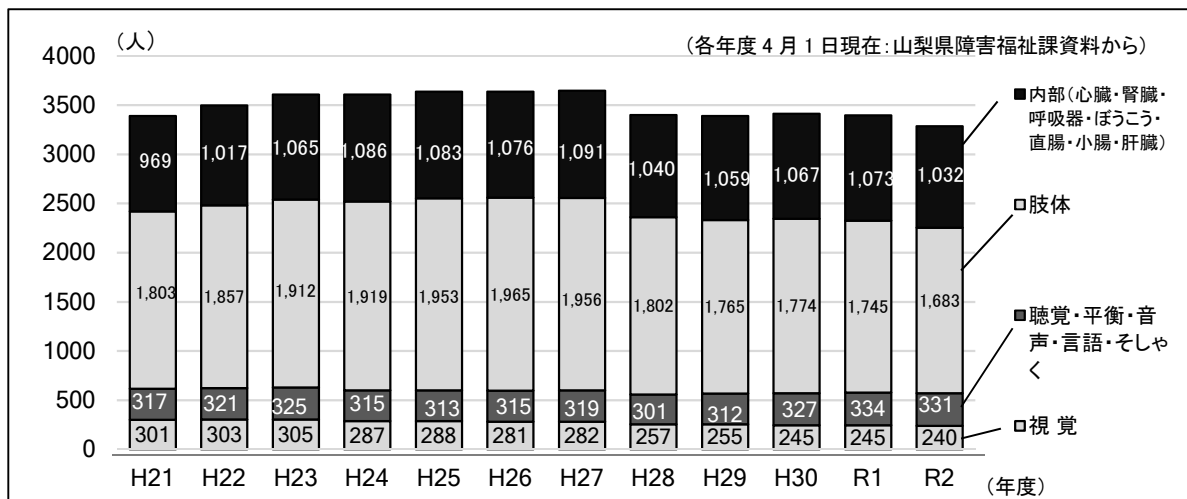
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

■障がい種別による状況

(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
視覚	301	303	305	287	288	281	282	257	255	245	245	240
聴覚	273	279	279	273	270	273	276	261	270	286	295	295
平衡	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	7
音声・言語・そしゃく	39	37	41	37	38	36	37	34	35	34	32	29
肢体	1,803	1,857	1,912	1,919	1,953	1,965	1,956	1,802	1,765	1,774	1,745	1,683
心臓	621	655	669	685	662	662	676	653	664	657	648	620
腎臓	161	171	190	190	195	198	203	195	201	207	211	206
呼吸器	71	75	81	85	92	83	75	61	58	60	67	62
ぼうこう・直腸	116	116	121	121	129	126	130	122	126	134	137	133
小腸	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
肝臓			4	5	5	7	7	8	9	8	9	10
合計	3,390	3,498	3,607	3,607	3,637	3,637	3,648	3,400	3,391	3,413	3,397	3,286

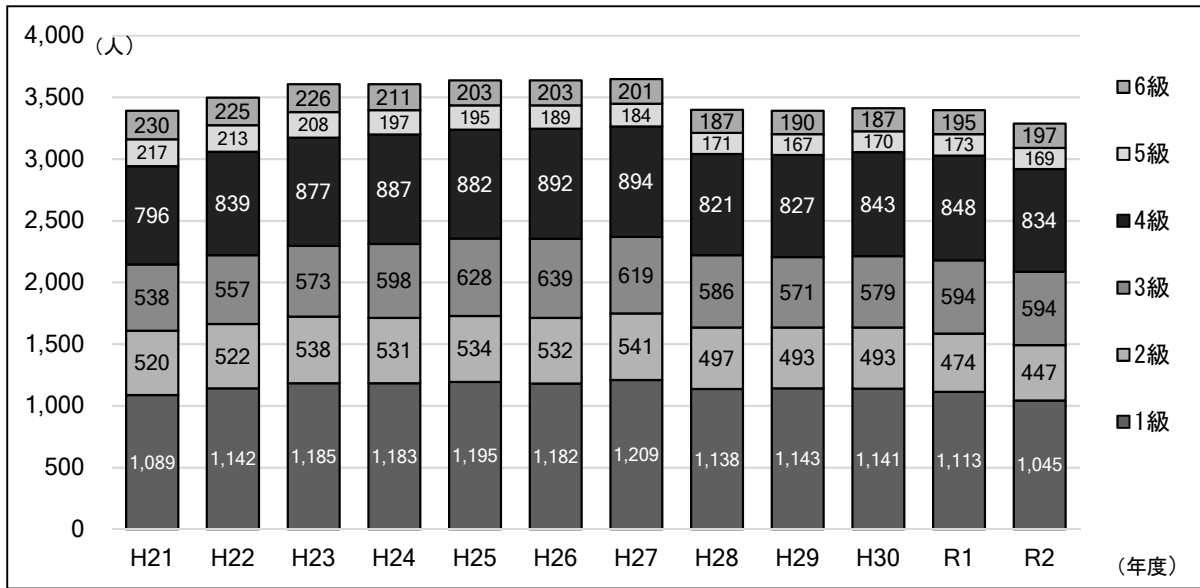
(各年度4月1日現在：山梨県障害福祉課資料)



身体障害者手帳所持者の障がい種別による状況を見ると、肢体、視覚の障がい者数が減少または横ばい傾向であるのに対して、内部障がい（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）、聴覚・平衡・音声・言語・そしゃくの人数が増加傾向にあります。

■障がい等級による状況

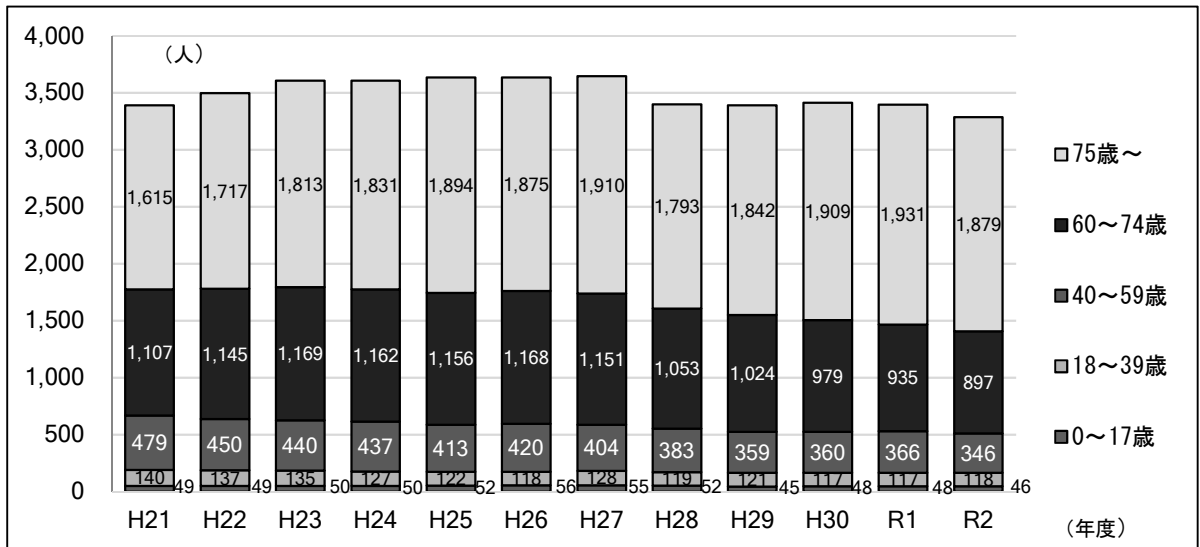
(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)



身体障害者手帳所持者の障がい等級による状況を見ると、1級～2級、5級～6級の人が減少傾向にあるのに対して、3級～4級の人増加傾向にあります。これは障がい種別において内部障がいの人数が増加傾向にあることとの関連性が強く、医学や医療技術の進歩などによって障がいの重度化を防いでいるとも読み取ることができます。

■年齢による状況

(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)



身体障害者手帳所持者の年齢別の状況を見ると、74歳未満の層が減少または横ばい傾向であるのに対して、75歳以上の人数が増加しており、障がい者の高齢化が進んでいることがみてとれます。

(3) 療育手帳所持者の状況

■ 障がい程度による状況

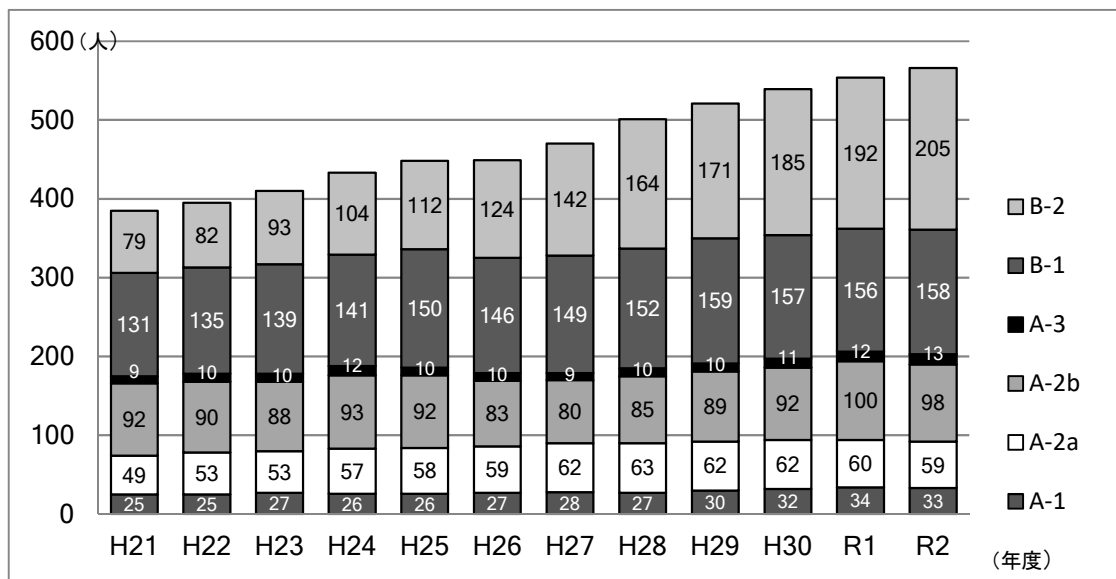
	(人)											
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
A-1	25	25	27	26	26	27	28	27	30	32	34	33
A-2a	49	53	53	57	58	59	62	63	62	62	60	59
A-2b	92	90	88	93	92	83	80	85	89	92	100	98
A-3	9	10	10	12	10	10	9	10	10	11	12	13
B-1	131	135	139	141	150	146	149	152	159	157	156	158
B-2	79	82	93	104	112	124	142	164	171	185	192	205
計	385	395	410	433	448	449	470	501	521	539	554	566

(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料)

療育手帳の程度区分

A-1	最重度または重度の知的障害かつ身体障害1~2級
A-2a	最重度の知的障害
A-2b	重度の知的障害
A-3	中度の知的障害かつ身体障害1~3級
B-1	中度の知的障害
B-2	軽度の知的障害

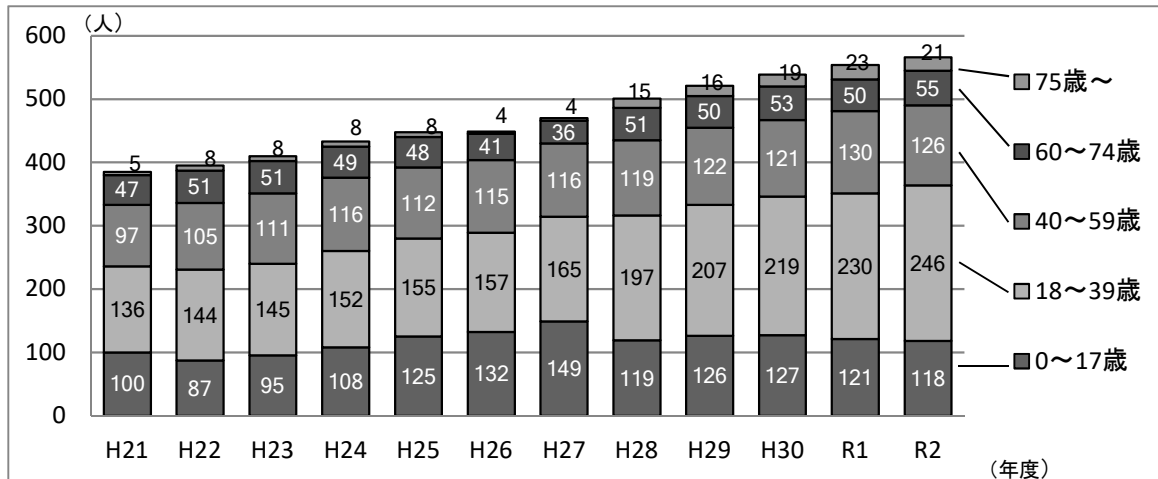
(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)



療育手帳所持者の程度区分別の状況を見ると、全体的に増加傾向にあります。中でも軽度の知的障がい（B-2）の人の増加が顕著です。

■ 年齢による状況

(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)



療育手帳所持者の年齢別の状況を見ると、60歳以上の年齢層が横ばい傾向であるのに対して、60歳未満の年齢層は、全体を通じて増加傾向にあり、特に18~39歳の年齢層での増加が目立ちます*注)。

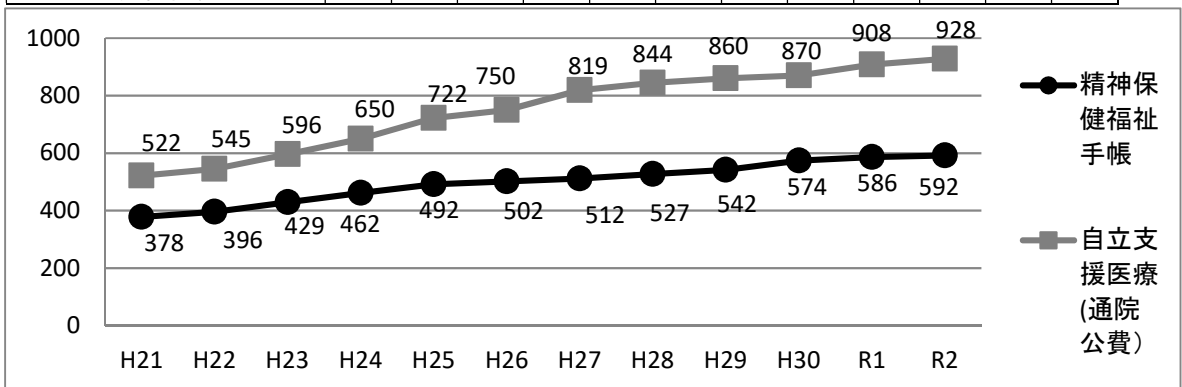
*注) 平成27年度から平成28年度にかけ年齢構成に大きな変動があるのは、県の台帳整理による影響と考えられる。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

■ 精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療(精神通院)受給者数の状況

(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
精神障害者保健福祉手帳所持者数	378	396	429	462	492	502	512	527	542	574	586	592
自立支援医療(精神通院)受給者数	522	545	596	650	722	750	819	844	860	870	908	928



(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)

精神障害者保健福祉手帳所持者、**自立支援医療(精神通院)***受給者ともに増加傾向にありますが、特に自立支援医療(精神通院)受給者数の伸びが著しくなっています。

* **自立支援医療(精神通院)** …精神の障がいにより指定医療機関に通院する場合に、医療給付を行う制度。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けなくても、医師の診断等により受給することができる。

2 障がい者の意向（アンケート調査から）

本計画を策定するにあたり、障がい者の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、意見などを把握することにより、障がい当事者や家族等の実情を反映した施策の推進を図るため、障がい者本人を対象にアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の概要

■調査対象

令和2年4月現在、笛吹市に居住する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち75歳未満の方1,000人を無作為に抽出

	総数	うち75歳未満	調査数
身体障害者手帳所持者	3,057	1,284	771
療育手帳所持者	465	444	92
精神障害者保健福祉手帳所持者	652	541	137
計	4,174	2,310	1,000

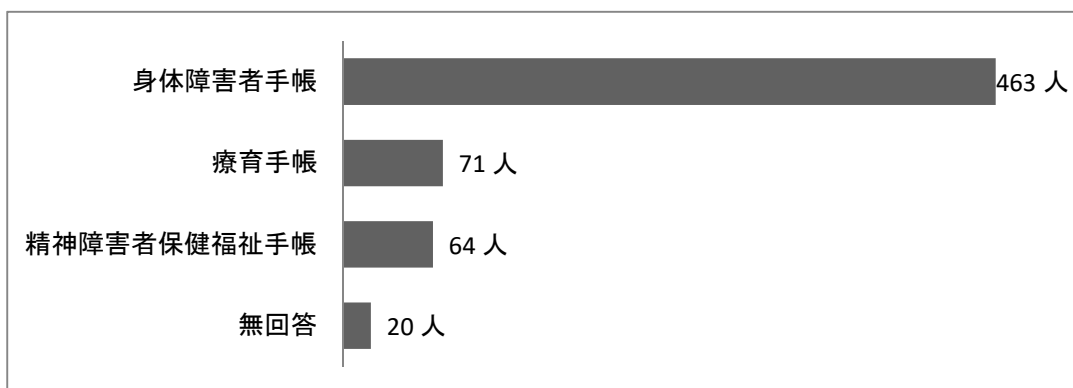
■調査期間 令和2年4月27日（月）～5月25日（月）

■調査方法 郵送配付・郵送回収による。

■回答方法 障がい者本人が記入（障がい等により本人が記入できない場合は、家族等が代筆または本人の意向を尊重して記入）

■回答数 564票（有効回収率 56.4%）

■回答者の所持する障害者手帳の種別（アンケート調査の回答内容から）



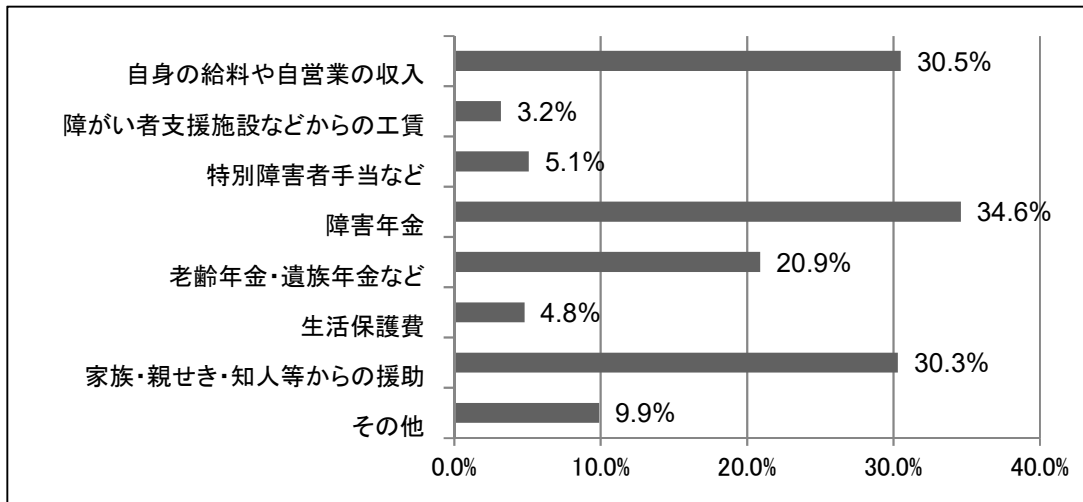
※複数の障害者手帳を所持する人もいるため、アンケート回答数の合計（564票）と一致しません。

(2) 調査結果の概要

アンケート調査では、全部で43項目の質問を行いました。この項では、調査結果の一部を抜粋して紹介します。(※本項に記述のない質問項目の結果は資料編に掲載)

■障がい者の生活を支える収入源は？

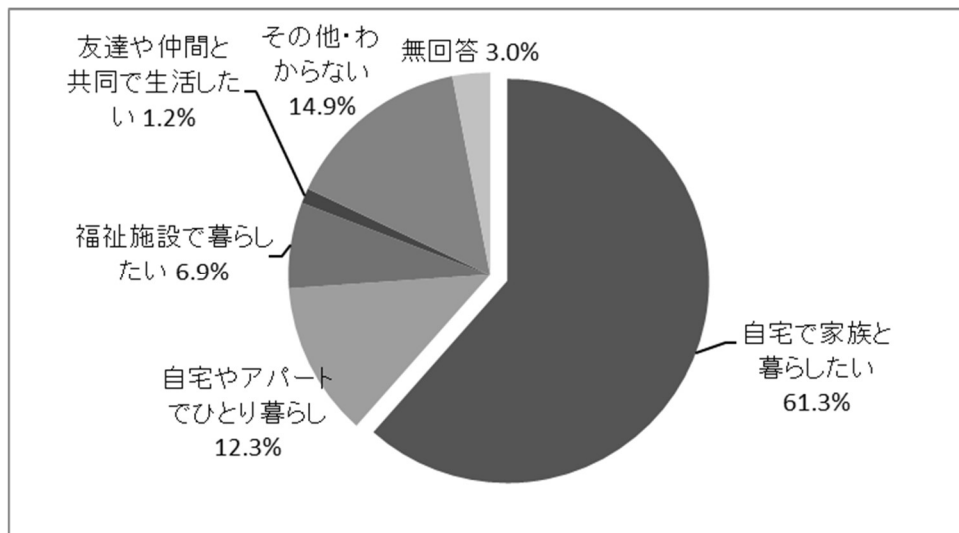
【質問】あなたの生活を支えている収入源は何ですか。(※複数回答可)



給料等や年金など自らの収入で自活できていると考えられる反面、家族からの援助に頼って生計を立てている状況もあることから、二極化の傾向がみられます。

■将来どのように暮らしたいか？

【質問】あなたは、将来どのように暮らしたいですか。

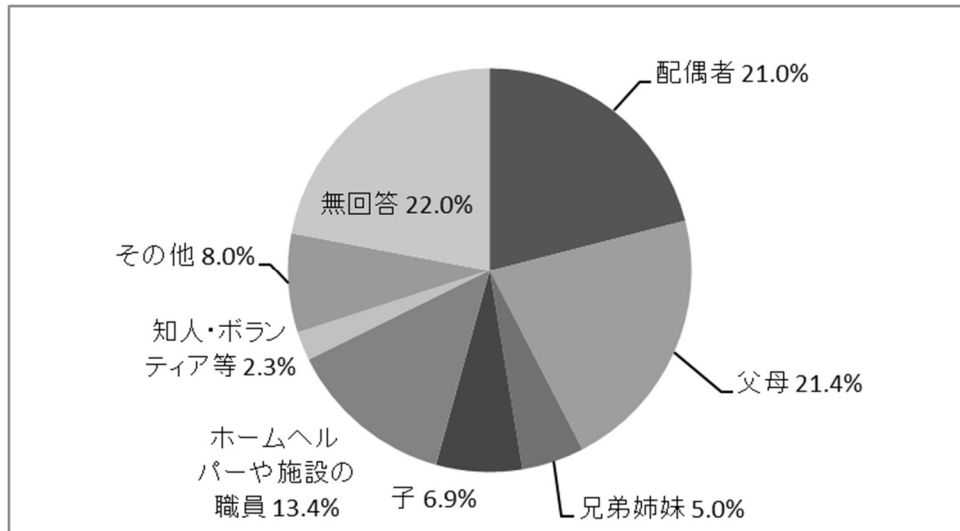


「自宅で家族と暮らしたい」と答えた人が60%を超えています。一方で、「ひとりで暮らしたい」と答えた人は、12.3%でした。

■ 介助・支援の担い手は？

【質問】（日常生活において、何らかの介助・支援を必要とする人に伺います。）

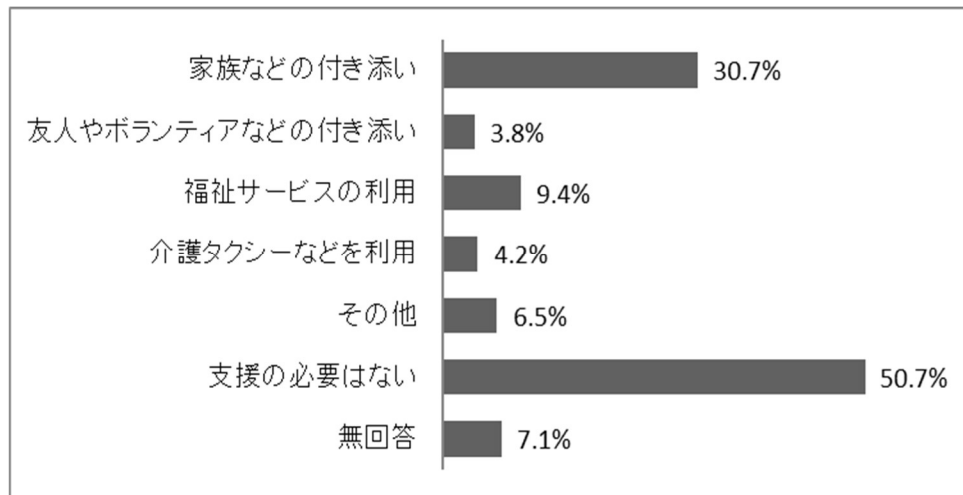
主にあなたの介助や支援をしてくれる人はどなたですか。



主な介助、支援者は、「配偶者」「父母」で約43%、「兄弟」「子ども」まで含めると50%を超え、日常生活の介助や支援は、家族が担っている状況がつかがわれます。

■ 外出時に必要な支援は？

【質問】あなたが外出するとき、何らかの支援が必要ですか。（※複数回答可）

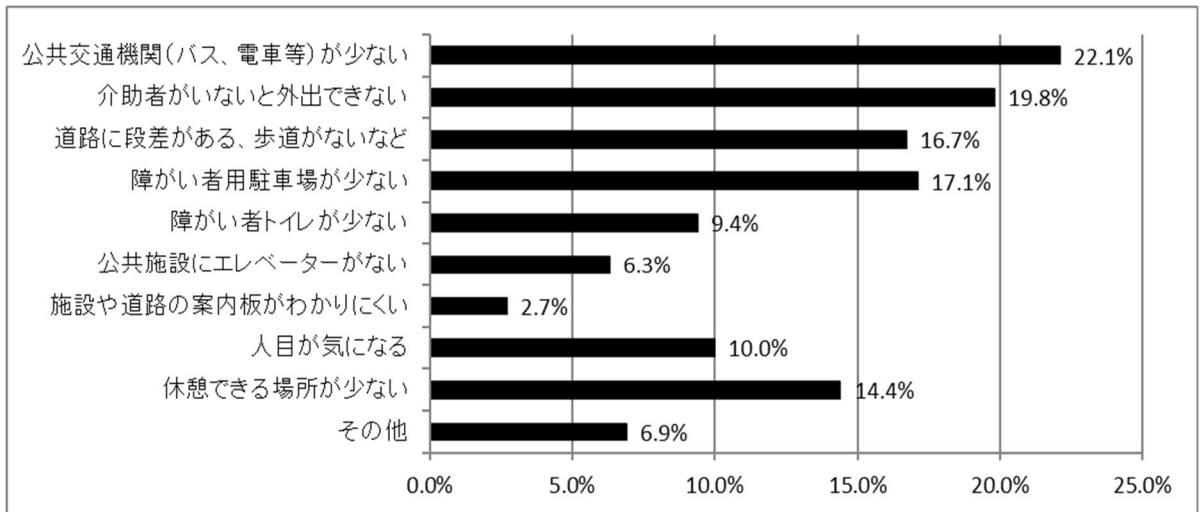


一人で外出できない障がい者が外出する際は、その多くを家族等が担っているのが現状で、家族等への負担が大きくなっています。

■ 外出時に困ることは？

【質問】あなたが外出するとき、不便や不安を感じることはどんなことですか。

(※複数回答可)

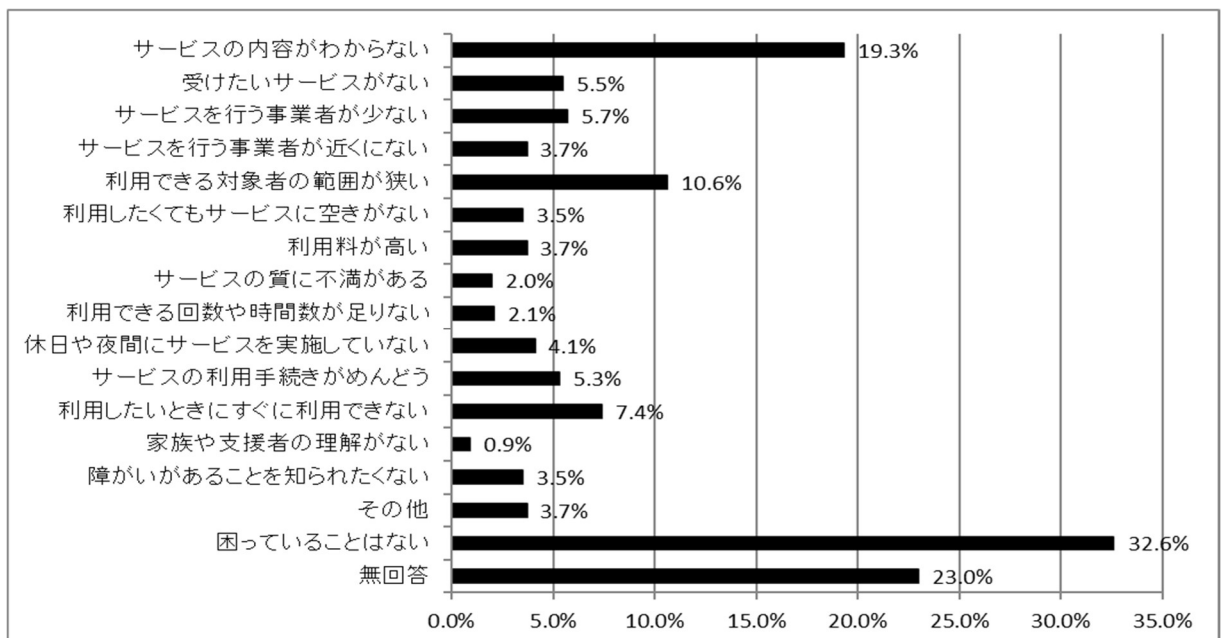


外出時の不便や不安として、公共交通機関（バス、電車等）の少なさが多く挙げられており、自動車の運転ができない障がい者の移動手段の確保が求められています。

■ 障害福祉サービスの利用に困ることは？

【質問】あなたが障害福祉サービスを利用するときに困っていることは何ですか。

(※複数回答可)

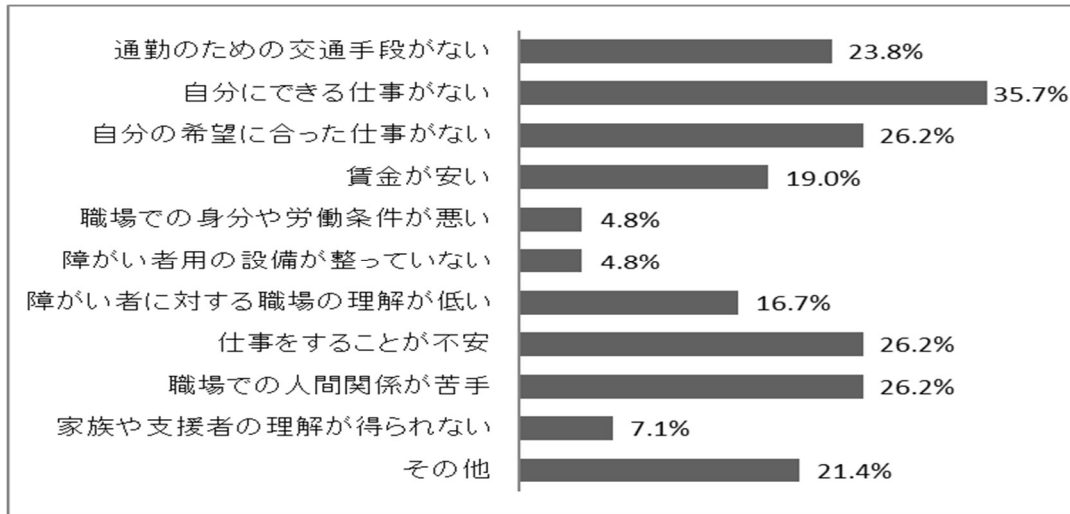


「サービスの内容が分からない」と答えた人が 19.3%となっており、制度やサービス内容の情報提供の充実が求められています。また、「利用できる対象者の範囲が狭い」、「利用したい時にすぐに利用できない」、「サービスを行う事業所が少ない」、「受けてみたいサービスがない」、「利用手続きがめんどろ」などの声が多く挙がっており、サービスの充実や利用手続きの簡素化などが求められています。

■ 仕事に就けない理由は？

【質問】（現在仕事に就いていない人のうち、「働きたいが働けない」「仕事が見つからない」と答えた人に伺います。）

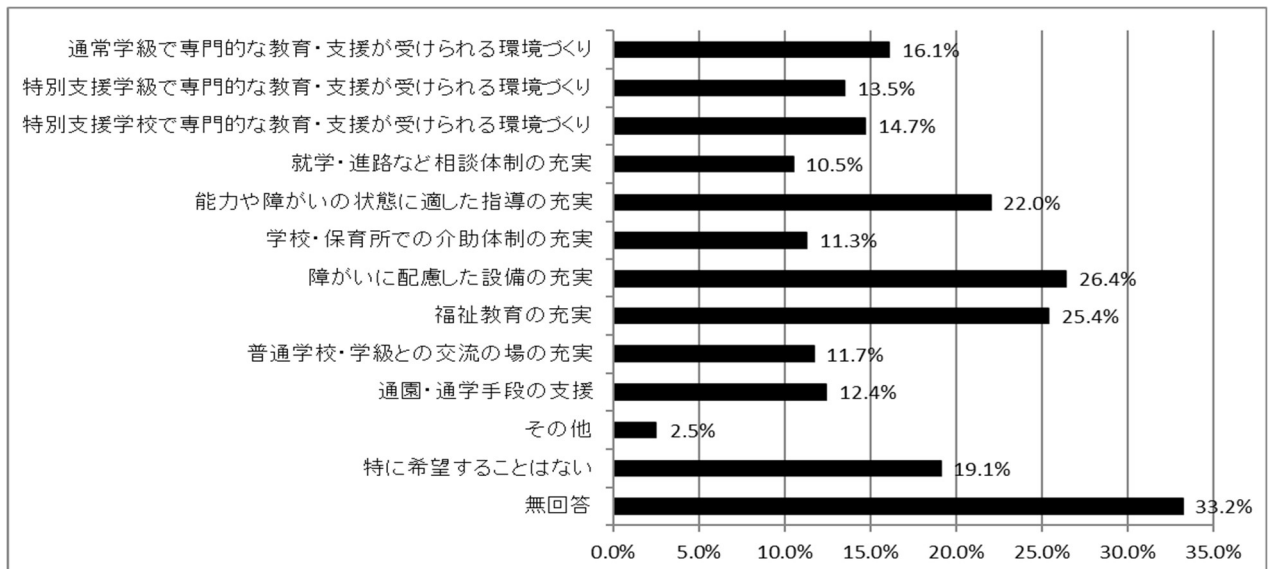
「働けない理由」「仕事が見つからない理由」は何ですか。（※複数回答可）



「自分にできる仕事がない」と答えた人が 35.7%、「自分の希望にあった仕事がない」、「仕事をするのが不安」、「職場での人間関係が苦手」が 26.2%となっており、就職に踏み出すためのこころの支援や就業後の悩みを相談する体制の強化が必要です。

■ 教育や保育に望むこと 市に優先して取組んで欲しいことは？

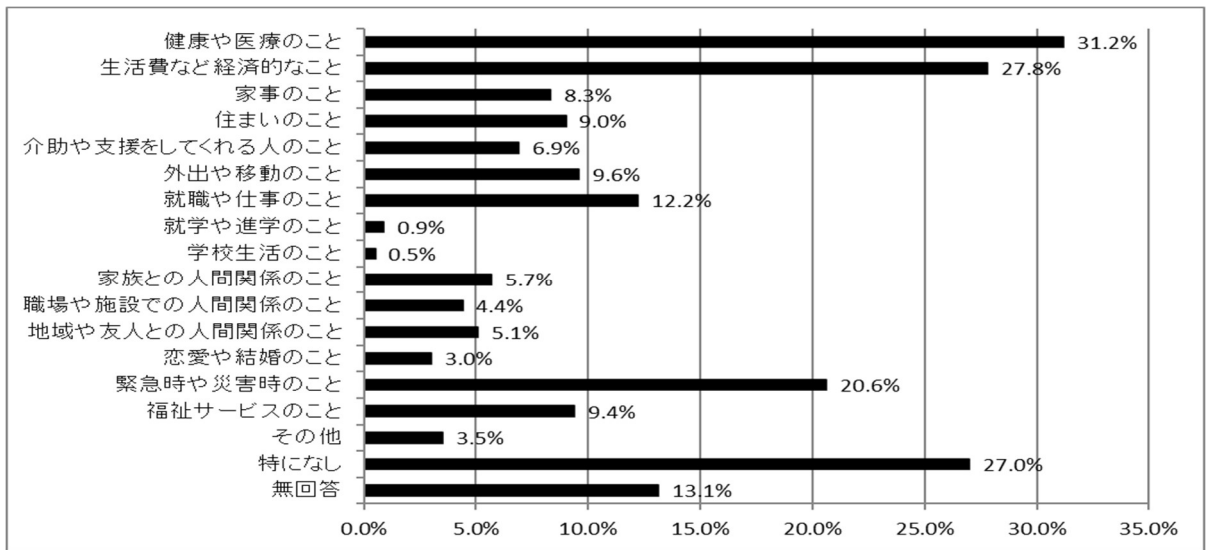
【質問】あなたが教育や保育に望むことや市に優先して取組んで欲しいと思うことは何ですか。（複数回答可）



教育や保育に望むこと、市に優先して取組んで欲しいこととしては、「障がい者に配慮した設備の充実」が 26.4%、「福祉教育の充実」が 25.4%となっています。また、「能力や障がいの状態に適した指導の充実」が 22%と高い回答率となっています。教育や保育の場でも障がい理解の促進が必要です。

■ 悩んでいること、相談したいことは？

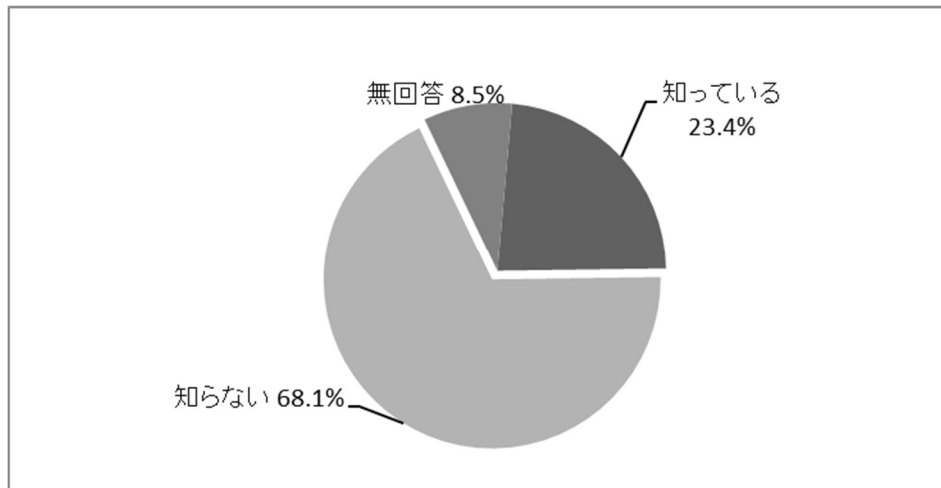
【質問】あなたが現在、悩んでいることや相談したいことは何ですか。(※複数回答可)



悩んでいることや相談したいことは、「健康や医療のこと」と回答したのが31.2%、また「生活費など経済的なこと」、「緊急時や災害時のこと」などが20%を超える回答を得ています。また、「就職や仕事のこと」、「外出や移動のこと」、「福祉サービスのこと」の回答率も高くなっています。

■ 「障がい者基幹相談支援センター」の認知度は？

【質問】あなたは「障がい者基幹相談支援センター*」のことを知っていますか。



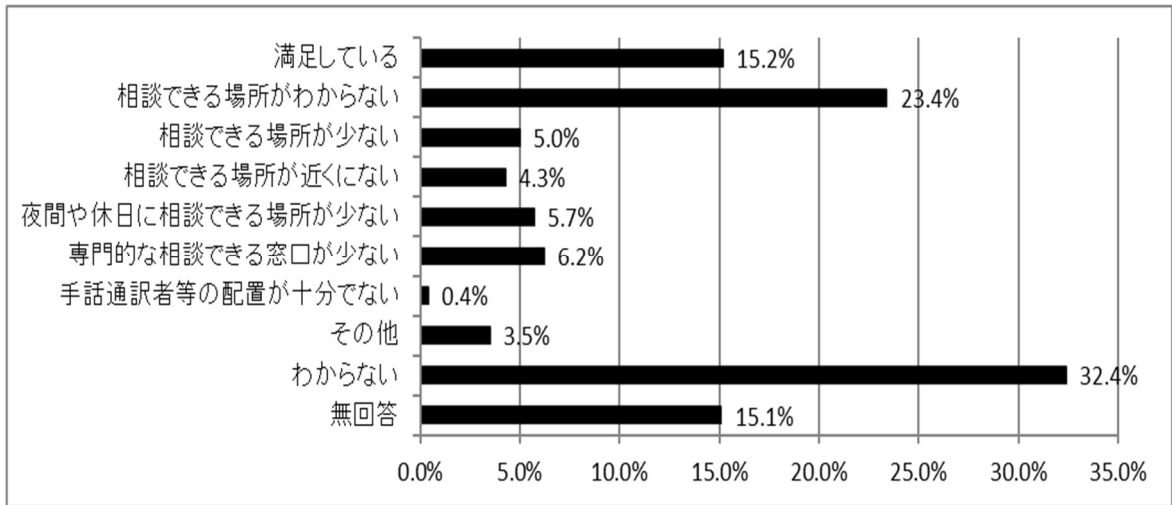
「障がい者基幹相談支援センター」のことを知らない人が68.1%います。前回4年前の調査(77%)に比べ認知度は上がりましたが、まだ、周知が行き届いていない現状があります。

* 障がい者基幹相談支援センター…地域における相談支援の拠点として、障がいのある人やその家族等からの相談(福祉サービスの利用や日常生活での困りごとなど)に総合的に対応する窓口のことで、笛吹市では、平成27年4月に市役所福祉総務課障害福祉担当内に設置した。

■ 困ったときの相談場所に満足しているか？

【質問】あなたは、笛吹市の相談場所について、どのように感じていますか。

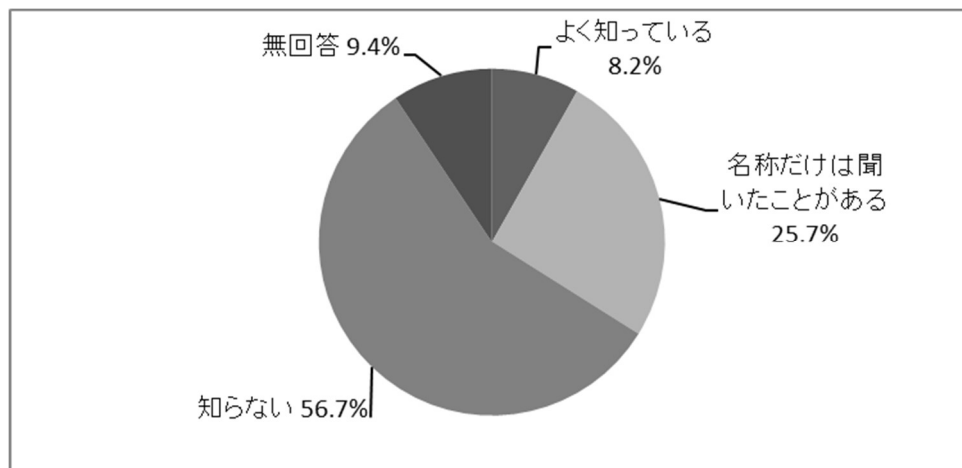
(※複数回答可)



困ったときの相談場所について、「満足している」と答えた人は、15.2%とまだ低い水準です。「相談できる場所が分からない」と答えた人が23.4%いることから相談場所の周知と相談支援体制のさらなる充実が求められます。

■ 「障害者差別解消法」の認知度は？

【質問】あなたは、「障害者差別解消法*」のことを知っていますか。

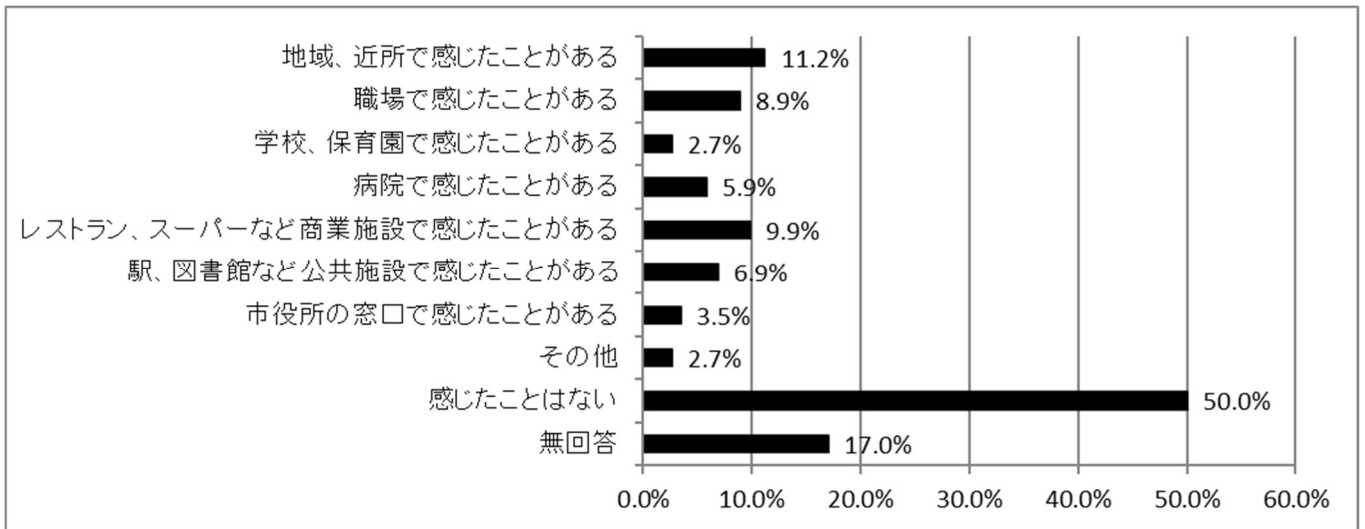


「障害者差別解消法」のことを知らない人が56.7%を占めており、法の周知が進んでいません。

* 障害者差別解消法…行政機関や民間事業者に対して、障がい者に対する「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止し、社会の中にある障がい者にとっての障壁を除去するための配慮を行うよう求めた法律のこと。平成28年4月に施行された。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

■障がい者差別を感じたことは？

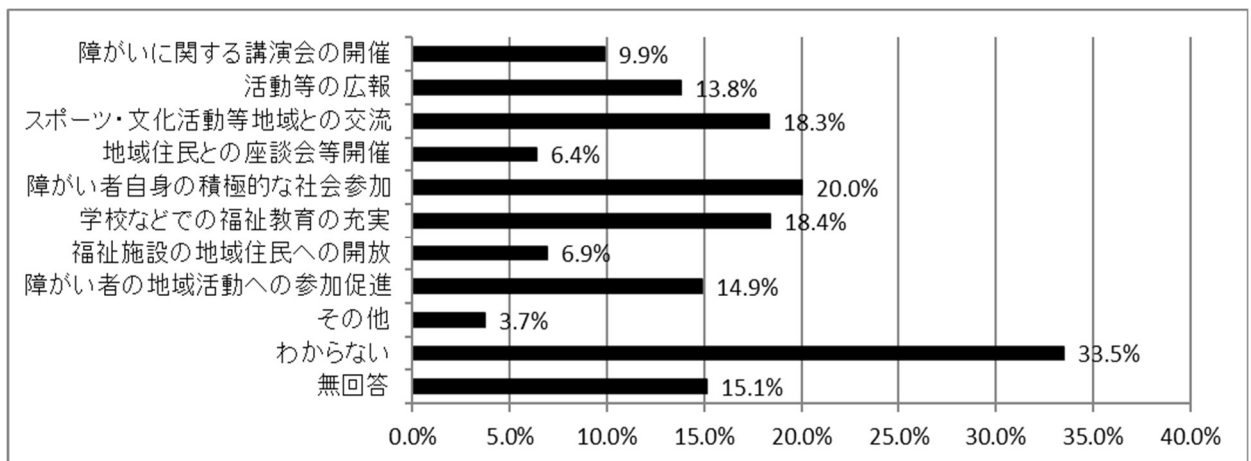
【質問】あなたは、日常生活や学校、職場などで差別や配慮不足を感じたことがありますか。（複数回答可）



「感じたことはない」と答えた人が50%となっている一方で「日常生活の中で差別や配慮不足を感じたことがある」と答えた人が、全体の33%に達しています。特に「地域、近所で感じたことがある」、「商業施設で感じたことがある」、「職場で感じたことがある」の回答率が高くなっています。地域社会に対する心のバリアフリーの浸透が求められます。

■「障がい」に対する地域の理解を深めるためには？

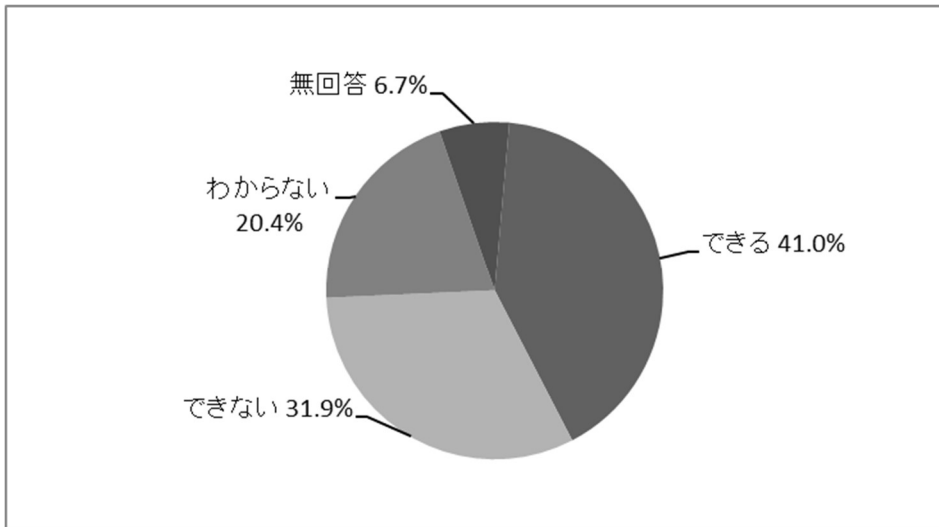
【質問】あなたは、「障がい」に対する地域の理解を深めるためにどんなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



「障がい」に対する地域の理解を深めるために必要なこととして、「障がい者自身の積極的な社会参加」が20%で最も多く、「学校などでの福祉教育の充実」、「障がい者と地域との交流（スポーツ・文化活動・イベント等）」を望む率が高くなっています。

■災害時に一人で避難できるか？

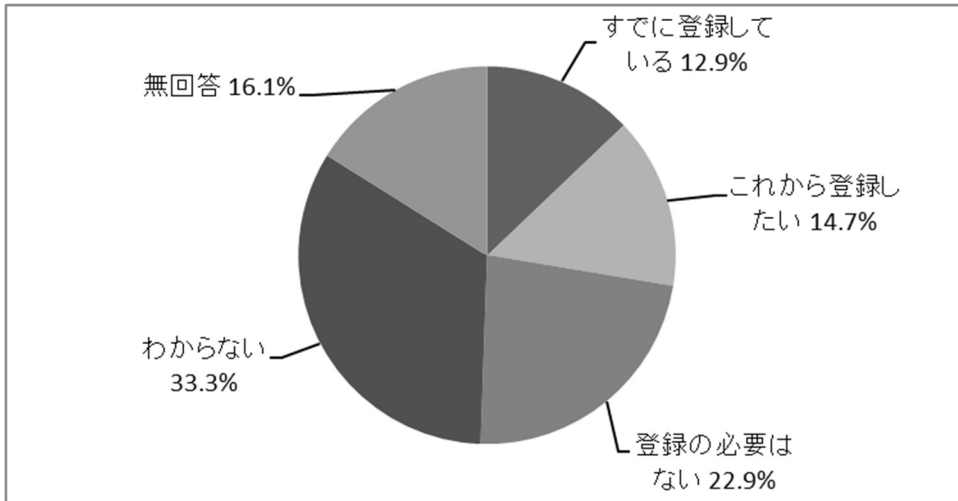
【質問】あなたは、もし地震や火災などが起きたら、一人で避難できますか。



災害が起きた時に、「一人で避難できる」と答えた人は、41%にとどまっています。災害発生時の地域における支援体制の整備が急がれます。

■「避難行動要支援者台帳*」への登録状況は？

【質問】あなたは、「避難行動要支援者台帳」への登録を希望しますか。



「避難行動要支援者台帳」への登録については、平成26年度に要援護者システムを構築し登録の促進を図っていますが、登録が済んでいる人は、12.9%に過ぎません。引き続き、制度の周知に努めていく必要があります。

* 避難行動要支援者台帳…災害時に自分ひとりで避難することが困難であることをあらかじめ地域の支援者や行政機関に知らせておくことにより、避難行動の支援や安否確認につなげることを目的とした台帳のこと。

3 障がい者施策をめぐる法整備等の状況

■ 発達障害者支援法の施行 (平成17年4月)

「発達障害」の定義が明確化され、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行う体制の整備などが盛り込まれました。

■ 障害者自立支援法の施行（児童福祉法の一部改正） (平成18年4月)

「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」が一元化され、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編などが図られました。

■ バリアフリー新法の施行 (平成18年12月)

(正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障がい者が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進が図られました。

■ 教育基本法の全部改正 (平成18年12月)

「教育の機会均等」に関する規定に、「障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきこと」が新たに明記されました。

■ 障害者権利条約への署名 (平成19年9月)

(正式名称：障害者の権利に関する条約)

障がいのある人の人権、基本的自由の享有の確保、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定する条約に署名しました。

■ 障害者自立支援法の一部改正 (平成22年12月)

「発達障害」が、障害者自立支援法の対象として明記されました。

(笛吹市の主な動き)

笛吹市誕生 (平成16年10月)

笛吹市障害者基本計画策定 (平成19年3月)

笛吹市地域自立支援協議会を設置 (平成19年4月)

笛吹市発達障害支援連携会議設置 (平成23年4月)

■ **障害者基本法の一部改正** (平成23年8月)

「障害者の権利に関する条約」の理念に沿うための改正であり、目的規定や「障害者」の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者の保護などが追加されました。

■ **障害者虐待防止法の施行** (平成24年10月)

(正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

障がい者の権利利益の擁護に資するため、障がい者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護、支援、養護者に対する支援の措置などが定められました。

■ **障害者総合支援法の施行（児童福祉法の一部改正）**
(平成25年4月)

(正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、「障害者」の範囲に難病患者等が追加されました。また、重度訪問介護の対象の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが図られました。

■ **障害者優先調達法の施行** (平成25年4月)

(正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)

国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進が図られました。

■ **障害者権利条約の批准** (平成26年1月)

「障害者の権利に関する条約」を締結するための、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の公布など法律が整備されたことを受け、日本は、障害者権利条約を締結しました。

(**笛吹市の主な動き**)

笛吹市第2次障害者基本計画策定(平成24年3月)

福祉総務課障害福祉担当内に障害者虐待センター機能を追加

笛吹市発達障害支援連携会議を改編し、笛吹市発達障害支援関係機関連絡会議を設置(平成26年6月)

笛吹市障害者就労施設等からの物品等の調達方針策定(平成26年6月)

笛吹市障がい者基幹相談支援センター開設(平成27年4月)

■ **障害者差別解消法の施行** (平成28年4月)

(正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

「障害を理由とする差別」の解消を推進するため、行政機関や民間事業者に対し、「障害を理由とする差別」の禁止と「合理的配慮」の提供が求められました。

■ **障害者雇用促進法の一部改正** (平成28年4月)

(正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律)

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働く際の措置（合理的配慮の提供）等が規定されました。

■ **成年後見制度利用促進法の施行** (平成28年5月)

(正式名称：成年後見制度の利用の促進に関する法律)

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活を支える重要な手段である成年後見制度の利用促進に関して、国の責務を明らかにし、施策の総合的、計画的な推進を図ることを目的としています。

■ **発達障害者支援法の一部改正** (平成28年8月)

発達障害者支援の一層の充実を図るため、「ライフステージを通じた切れ目ない支援」、「家族等も含めたきめ細やかな支援」、「地域の支援体制の構築」など、各機関の役割がさらに明確になりました。

■ **障害者総合支援法の一部改正（児童福祉法の一部改正）**
(平成30年4月)

障害者総合支援法の施行から3年経過後の見直しとして、「生活と就労に対する一層の支援」、「介護保険サービスの円滑な利用促進」、「障害児支援の拡充」、「サービスの質の向上」などが図られました。

(**笛吹市の主な動き**)

地域自立支援協議会内に障害者差別解消支援地域協議会機能を追加（平成28年6月）

笛吹市第3次障害者基本計画策定（平成29年3月）

笛吹市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定（平成30年3月）

■ **障害者文化芸術活動推進法の施行** (平成30年6月)

(正式名称：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進が図られました。

■ **読書バリアフリー法の施行** (令和元年6月)

(正式名称：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)

視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な人の読書環境が整備されます。

■ **障害者雇用促進法の一部改正** (令和2年4月)

(正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律)

障がい者雇用を一層促進するため、短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れおよび継続雇用の支援、国・地方公共団体の障がい者の雇用状況の的確な把握等に関する措置を講ずることが規定されました。

■ **障害者総合支援法の一部改正(児童福祉法の一部改正)**
(令和3年4月)

障害者総合支援法の3年ごとの見直しとして、「共同生活援助における重度化・高齢化に対する対応」、「自立生活援助の整備の促進」、「地域生活支援拠点等の機能充実」、「生活介護等における重度障害者への支援」、「質の高い相談支援の提供」などが図られます。

(**笛吹市の主な動き**)

笛吹市障害者活躍推進計画
策定(令和2年3月)

笛吹市第4次障害者基本計画
策定(令和3年3月)

笛吹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
策定(令和3年3月)

第3章 計画の基本的な考え方

本市では、ICF（国際生活機能分類）*の考えに基づき、社会的障壁の除去や軽減に取り組む、当事者が主体的に社会参加ができるように支援を推進していきます。

1 基本理念

障がい者が、身近な地域で自立した豊かな生活を送っていくためには、地域の一員として、主体的に社会のあらゆる活動に参加することができ、また、このことにより自らの能力が最大限発揮され、自己実現が可能となるような環境づくりが必要です。この実現のためには、障がい者がライフステージを通じて直面するさまざまな「困難さ」を、障がい者だけの課題ではなく、地域全体の課題としてとらえる「心のバリアフリー*」を市民に推進していく必要があります。障がい者は、この「困難さ」からくる生活のしづらさを補うため、障がい特性などに応じてさまざまな支援を必要としますが、この支援は、行政や支援者側からの押し付けであってはならず、障がい者自らが選んだものでなければいけません。行政、事業者、地域住民など地域を構成するあらゆる人が、それぞれの役割に応じて力を発揮し、また相互の連携のもと、障がい者の年齢や障がいの特性、生活状況などに応じて、必要なとき、必要な人が、必要なだけ手を差し伸べられるような支援体制の構築を図ります。

また、ノーマライゼーション*の理念のもと、障がい者の主体的な社会参加を通じて、地域社会の担い手として自らその能力を発揮することにより、障がいがある人もない人も互いに認めあい、互いに助けあいながら共生できる地域社会の実現を目指します。本市では、このような基本的な考え方のもと、笛吹市第3次障害者基本計画から障がい者が住みなれた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を送ることができる地域づくりを目指しています。「笛吹市第4次障害者基本計画」でもこの考え方を踏襲し、基本理念を第3次基本計画と同じ「障がいのある人もない人も ともに支えあい 共生できるまちづくり」とします。

基本理念

障がいのある人もない人も ともに支えあい 共生できるまちづくり

* ICF…2001年に世界保健機関（WHO）総会で採択された「健康の構成要素に関する分類」のこと。

* 心のバリアフリー…障がい者に対する偏見や固定観念など、心の中に潜む目に見えない壁をなくするという考え方のこと。

* ノーマライゼーション…障がいのある人を特別扱いするのではなく、すべての人がともに地域社会の一員として、普通の生活を送るのが当たり前であるという考え方のこと。

2 基本方針（横断的視点から）

第3次障害者基本計画では基本理念に基づき、各分野に共通する課題等に横断的な視点から総合的に取組んでいくための5つの「基本方針」を掲げました。第4次障害者基本計画でもこの方針を踏襲し、計画の効果的、包括的な推進を継続的に図っていきます。

(1) ともに支えあい、安心して生活ができる地域共生社会*の実現

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めながら共生できる社会の実現のためには、「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域社会を構成するあらゆる人が、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深めることにより、障がいの有無に関わらず、ともに助け合い、安心して生活できる環境の整備が必要です。また、障がいがあってもすべての段階のライフステージで一人ひとりが主体となり、自身が望む社会経済的・文化的活動を行うことができる環境づくりも必要です。

このため、さまざまな機会を通じて、身体障がいや知的障がいだけでなく、一般の人が気づきにくい精神障がい、**発達障がい***、**高次脳機能障がい***等も含めた障がい理解の浸透を図り、市民に対する「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がい者自身も、主体的な地域活動への参画を通じて、その能力や特性に応じた一定の役割を担っていくことにより、日常生活や災害時なども、互いのバリアを補いながら安心して生活できるよう、地域の「きずなづくり」を促進します。

また、こうした地域環境のもと、障がい者のニーズや世帯の状況に応じた福祉、保健・医療、教育、雇用等のサービスの充実を図り、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。

* **発達障がい**…発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの総称をいう。

* **高次脳機能障がい**…交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症による記憶、注意、遂行機能、社会的行動など認知機能の障がいを指し、器質性精神障害として位置付けられる。

* **地域共生社会**…社会構造や暮らしの変化に応じて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らし・生きがい・地域をともに創っていく社会のこと。

(2) 自己決定の尊重および意思決定の支援

障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえることが大切です。このため、障がい者施策の推進にあたっては、障がい者および障がい者の家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、さまざまな選択肢の中から障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、年齢や障がいの状況に応じた相談支援体制の整備や障がい特性に応じた意思疎通のための手段の確保に努めるとともに、障がい者本人や家族の高齢化等による「**親亡き後の支援***」も見据え、本人の意向を尊重した地域生活の実現に向け、福祉サービスの充実や権利擁護体制の充実に努めます。

* **親亡き後の支援**…障がいのある子を親が介護している場合に、親が亡くなった後、または親が子の面倒をみられなくなった場合に、その子が十分な支援を受けながらその後の生活を送っていくためにどのようなサポートできるかという課題や心配のこと。

(3) 当事者・家族等に寄り添った切れ目ない支援

障がいのある児童・生徒の就学や進学時、青年期における自立や就労時、介護保険移行期など、支援者が切り替わるタイミングでは、特に支援の連続性が重要となります。

また、少子高齢化の進行や不安定な社会情勢を背景に、家族の高齢化等による介護力の低下や世帯の経済的問題など、世帯の生活状況に障がい者本人の成長や社会的自立が阻まれてしまうケースも少なくありません。

こうしたことから、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期、高齢期に至るまでのライフステージを通じて、世帯の生活環境に依存することなく、自分らしく自立した生活が安定して送れるよう、福祉、保健、医療、教育、雇用等に関係する各機関が有機的、連続的な連携を図り、障がい当事者や家族等に寄り添った切れ目のない支援環境の整備を目指します。

(4) 年齢や障がい特性等に配慮した支援

障がい者福祉の各施策は、年齢、性別、障がいの状況、生活の実態等に応じて、障がい者個々の支援の必要性を踏まえて実施する必要があります。このため、障がい者の年齢や発達段階に応じた適切な支援が提供できるよう、行政、民間事業者、その他の支援団体等が適切な役割分担のもと、地域の実情に即した支援体制の整備を図るとともに、障害者手帳を所持する人だけでなく、発達障がい、**難病***、高次脳機能障がいなど、生活のしづらさを感じるさまざまな人に対しても、施策の充実を図ります。

女性は、障がいに加えて女性であることによる複合的な課題に直面する場合があります、また障がい児は、本人の発達や自立が世帯の生活環境に影響される場合も多いため、本人への支援だけでなく、家族の生活状態を踏まえた世帯への支援にも配慮します。

* **難病**…原因が不明で効果的な治療方法が確立していない疾病の総称をいう。障害者総合支援法では、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者」と規定され、令和元年7月現在361疾病が指定されている。

(5) 地域社会のバリアフリー化とアクセシビリティの向上

障害者基本法では、障がい者のことを「障がいがある者であって、障がいと社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、「障がい者が経験する困難や制限は、障がい者個人の障がいだけでなく社会的な環境にもその要因がある。」という視点が示されています。

このような視点を踏まえ、**障害者差別解消法***による「**合理的配慮***」の観点から、障がい者の社会への参加を促進し、障がいの有無にかかわらずその能力を最大限に発揮し、安心して生活できる環境づくりを図るため、地域社会における障がい者にとっての生活のしづらさの解消や**アクセシビリティ***の向上を図ります。

また、施設整備などハード面の**バリアフリー***化だけではなく、「心のバリアフリー」を推進することにより、障がい者の社会参加を制約している社会的障壁の除去を進めるとともに、障がい者の自立や主体的な社会参加を促進するため、「**障害を理由とする差別***」の解消に向けた積極的な取組を行います。

* **障害者差別解消法**…行政機関や民間事業者に対して、障がい者に対する「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止し、社会の中にある障がい者にとっての障壁を除去するための配慮を行うよう求めた法律のこと。平成28年4月に施行された。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

* **合理的配慮**…障がいのある人の生活や社会活動が、障がいのない人と同じように保障されるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに応じて提供されるさまざまな配慮のことで、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、障がい特性に応じて筆談や読み上げなどでコミュニケーションをとることなどをいう。

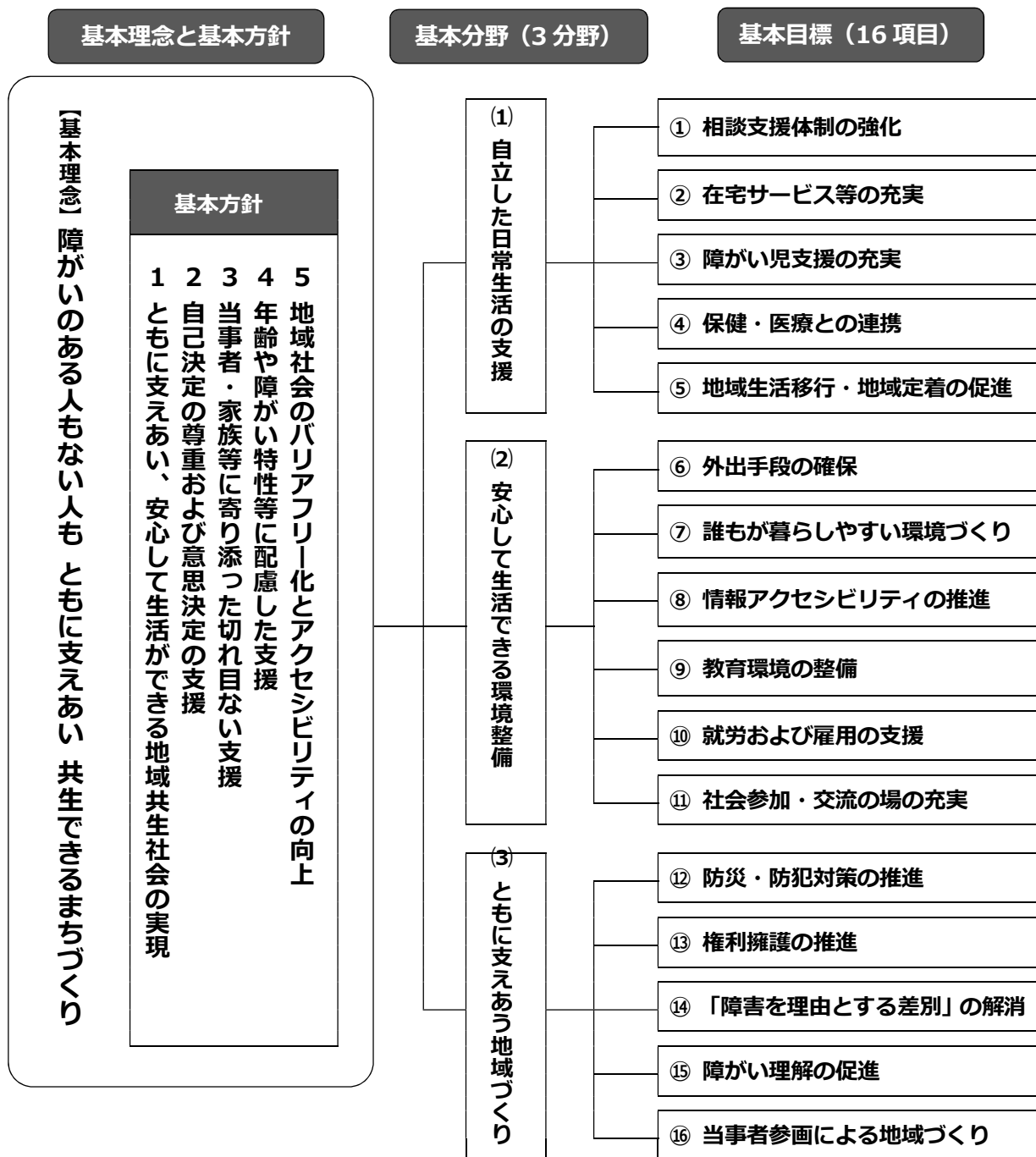
* **アクセシビリティ**…施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

* **バリアフリー**…障がい者の日常生活や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）を取り払おうとする考え方のこと。

* **障害を理由とする差別**…障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限するなど、障がいのない人と異なる取扱いをすること。

3 計画の体系

第4次障害者基本計画では、「基本理念」および「基本方針」に基づき、推進すべき施策の基本分野を「自立した日常生活の支援」、「安心して生活できる環境整備」、「ともに支えあう地域づくり」の3つに分け、さらに各分野に応じて、あわせて16の基本目標を掲げ、体系的、効果的に施策の推進を図ります。



■ 笛吹市第4次障害者基本計画 主要施策一覧

1 自立した日常生活の支援

基本目標	No.	主な施策・事業
① 相談支援体制の強化	1	基幹相談支援センターにおける相談支援体制の強化
	2	サービス計画相談支援機関相互の連携強化
	3	発達障がい者の地域支援機能の強化
	4	介護保険制度との連携強化
	5	地域包括ケアへの対応
	6	生活困難な世帯への支援
② 在宅サービス等の充実	7	在宅福祉サービスの量的・質的充実
	8	補装具・日常生活用具給付事業の充実
	9	障害福祉サービスの質の向上と給付の適正化
	10	重度障がい者等の生活支援
	11	経済的自立の支援
③ 障がい児支援の充実	12	地域療育等支援機能の充実
	13	障がい児相談支援体制の充実
	14	障害児通所支援の量的・質的充実
	15	多子軽減制度の拡充
	16	重症心身障がい児等の地域支援の充実
	17	地域での障がい児等の子育て支援
	18	障がい児保育の充実
	19	学童保育における障がい児の受入
④ 保健・医療との連携	20	医療給付等の充実
	21	地域医療リハビリテーション体制の充実
	22	手帳をもたない障がいのある人の支援
	23	医療的ケア児等への支援
	24	障がいの早期発見・早期療育の支援
	25	障がいの重度化、重複化の予防
	26	こころの健康づくり
	27	ひきこもり支援体制の強化
⑤ 地域生活移行・地域定着の促進	28	地域移行・地域定着支援体制の整備
	29	施設、医療機関等との連携
	30	地域での受入環境の整備
	31	地域生活支援拠点等の充実
	32	ピアカウンセリング・ピアサポーターの促進

2 安心して生活できる環境整備

基本目標	No.	主な施策・事業
⑥ 外出手段の確保	33	移動支援サービス等の充実
	34	福祉タクシー利用助成事業の充実
	35	各種外出手段サービスの利用促進
	36	安心して利用できる公共交通の整備
	37	歩行空間のバリアフリー化
	38	案内標識等の再整備
⑦ 誰もが暮らしやすい環境づくり	39	住環境の整備
	40	公共施設等のバリアフリー化
	41	公共交通機関等のバリアフリー化
	42	民間の公益施設のバリアフリー化
	43	障害福祉サービス等の情報提供の充実
	44	意思疎通支援事業の充実
	45	手話通訳者等の人材確保
⑧ 情報アクセシビリティの推進	46	情報保障に配慮した行政窓口づくり
	47	行政情報のバリアフリー化
	48	インクルーシブ教育の推進
	49	特別支援教育の充実
	50	児童・生徒個別の教育ニーズの把握
⑨ 教育環境の整備	51	保健・福祉等と連携した教育相談体制の整備
	52	進路指導の充実
	53	生活困難な家庭への学習支援
	54	学習環境のバリアフリー化
	55	特別支援学校との連携
	56	福祉教育の推進
	57	関係機関との連携による総合的な就労支援
⑩ 就労および雇用の支援	58	市職員への適切な雇用の実施
	59	福祉的就労等の充実
	60	障害福祉施設等からの物品購入の推進
	61	障がい特性に応じた多様な就業支援
⑪ 社会参加・交流の場の充実	62	地域活動支援センターの充実
	63	交流の場の充実
	64	デイケア等の充実
	65	日中活動の場の充実
	66	スポーツ活動、生涯学習等の促進
	67	公共施設等の利用支援

3 ともに支えあう地域づくり

基本目標	No.	主な施策・事業
⑫ 防災・防犯・感染症対策の推進	68	障がい者に配慮した防災対策の推進
	69	障がい者自身の防災意識の向上
	70	災害情報等のバリアフリー化
	71	緊急時の情報伝達手段の確保
	72	災害時における福祉・医療機関等との連携
	73	地域の見守りネットワークの構築
	74	地域、施設等の防犯対策の推進
	75	地域、施設等の感染症対策の推進
⑬ 権利擁護の推進	76	意思決定支援に配慮した援助体制の充実
	77	成年後見制度の利用支援
	78	成年後見制度の提供体制の整備
	79	障がい者虐待防止の推進
⑭ 「障害を理由とする差別」の解消	80	「障害を理由とする差別」に関する相談体制の強化
	81	市職員による適切な対応
	82	差別解消に向けた地域・企業等への啓発
⑮ 障がい理解の促進	83	障がい者基本条例の制定
	84	障がい理解の啓発の実施
	85	市民への福祉教育の推進
	86	当事者の手による啓発活動の推進
⑯ 当事者参画による地域づくり	87	当事者の地域活動への参加および市民との交流促進
	88	障がい者による自発的活動の支援
	89	障がい者団体の活動支援
	90	障がい者自身によるボランティア活動の推進
	91	ボランティアによる支援体制の充実
	92	近隣での生活支援体制の構築
	93	男女共同参画プランに基づく環境づくり
	94	当事者参画による政策決定

第4章 施策の推進

1 自立した日常生活の支援

障がい者が、ライフサイクルを通じて、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、福祉、保健・医療、教育、就労等の関係機関相互の切れ目ない支援のもと、年齢や障がい特性に応じた適切な支援を提供するための相談支援体制や福祉サービスの充実を図ります。

基本目標 ① 相談支援体制の強化

【現状と課題】

- 基幹相談支援センターの設置により、基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所と連携しながら、さまざまな障がい種別に総合的に対応できる相談支援体制が構築されました。設置後の状況を検証し、ニーズを把握しながら新たな課題に対する取組を実施する必要があります。
- 平成27年4月に「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、令和2年4月で5年が経過しましたが、基幹相談支援センターを知らない人が68%を占めており、まだ周知が行き届いていない現状があります。困ったときの相談場所については、23%の人が「どこへ相談したらよいか分からない」と答えており、相談場所の周知と相談支援体制のさらなる充実が求められています。**〈アンケート調査から〉**
- 基幹相談支援センターおよび委託による相談支援機関に寄せられる相談件数は、年々増加しており、相談内容も多種多様化しています。
- 家族形態や社会が多様化しており、例えば障がいのある保護者が障がい児を養育しているケースや軽度の知的障がいのある人がなかなか支援に結び付かず自立ができないケース、障がいにより対人関係を構築するのに課題があることにより就労が長続きしないケースなど、関係機関の連携による制度や分野の枠を超えた多方向からの支援が求められています。地域での包括的な支援のために、重層的支援体制の整備を見据えた中で体制づくりを進めていく必要があります。
- 障害福祉サービスの利用に関する相談は、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所を通じて計画相談支援事業所につなぐなど、基本相談と計画相談の機能、役割の明確化を図ることにより、笛吹市の実情に適した相談支援体制づくりが構築されています。障害福祉サービスを利用するのに困っていることとして、「サービスの内容がわからない」と19%の人が答えており、また福祉サービスに関する情報を「医療機関から」得ていると22%の人が答えていることから、障害福祉サービス制度の周知や医療機関との連携強化が求められています。**〈アンケート調査から〉**
- サービス等利用計画作成のための計画相談の増加による事業者への負担は増加しており、相談事案に適切に対応していくための計画相談、地域相談支援事業者の人材確保とサービス等利用計画の質の確保が課題となっています。
- 障がい者の自立した生活を阻む要因のひとつとして、障がい者が属する世帯の高齢化と生活困窮が課題となっています。
- 障がい者の生活を支える収入源として、自らの給料や年金等だけで生計をたてられている人がい

る反面、家族等からの援助に頼っている人もあり、二極化が進んでいる現状があります。〈アンケート調査から〉

■主な介助・支援者は、「配偶者」「父母」「兄弟」「子ども」が54%であり、介助・支援の多くを家族が担っている状況がうかがわれます。介護者の高齢化も進んでおり、家族支援が急務となっています。〈アンケート調査から〉



【施策の方向性】

障がい者が身近な場所で、自らの決定に基づき充実した日常生活や社会生活を営んでいくための年齢や障がい特性に応じた適切な支援が提供できるよう、相談支援機能の充実を図るとともに、**障がい者基幹相談支援センター***を中心に、地域の関係機関との相談支援ネットワークの強化を図ります。また、家族の形態や社会情勢の変化により多様化・複雑化課題に対応するため、**重層的支援体制の整備***を見据えながら、関係機関の連携による支援体制を構築し、多方向からの支援を行っていきます。

特に、近年顕在化している障がいのある本人や家族の高齢化、生活困窮等の課題に対しては、介護、医療、生活支援、就労等の関係支援機関と連携し、障がい者本人だけでなく、その属する世帯への支援を進めます。

また、増加が見込まれる**サービス計画相談***については、相談支援事業者への情報提供や必要な支援等を通じて、相談支援体制の充実と**サービス等利用計画***の質の向上を図ります。

このような体制のもと、基本相談と計画相談との機能、役割の明確化を図りつつ、福祉サービス、保健・医療、教育、雇用等の地域資源を介して両者が有機的につながり、障がい者のニーズに沿った切れ目ない支援が提供できるよう、**ケアマネジメント***体制の確立を目指します。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
1	●基幹相談支援センターにおける相談支援体制の強化	地域における相談支援の中核的な役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」の周知を図り、その利用を促進します。基幹相談支援センターを中心に、 委託による相談支援事業所* をはじめ地域の関係支援機関との連携の緊密化を図り、重層的支援体制の整備を見据えた中で、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で適切な相談支援が継続して受けられるよう、基幹相談支援センターの機能の充実に努め、相談支援体制を強化します。	福祉総務課

2	●サービス計画 相談支援機関相互の連携強化	障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、世帯の状況等を踏まえた質の高いサービス計画相談支援の推進を図るため、基本相談（委託相談）と計画相談との役割の明確化を図り、相談支援専門員の人材確保や資質向上に向けた相談支援事業所の取組を支援します。 地域自立支援協議会* の取組（部会の開催や研修会の開催等）および県や関係機関が主催する研修会等への参加を通じて、相談支援専門員や市役所窓口で相談業務にあたる市職員の人材育成とサービス等利用計画の質の向上を図ります。	福祉総務課
3	●発達障がい者の 地域支援機能の強化	笛吹市発達障害支援関係機関連絡会議* における取組等を通じて、保健・医療、福祉、教育、雇用等の関係機関が連携し、幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに沿った切れ目ない支援体制を強化します。支援者のスキルアップの機会の充実や発達障がいに対する啓発活動を継続して実施するほか、発達障がいにおける ピアカウンセラー* の育成に取組みます。	健康づくり課 福祉総務課 子育て支援課 学校教育課
4	●介護保険制度との連携強化	障がい者本人や介護者の高齢化に伴い、地域包括支援センターや介護支援専門員等との連携を強化し、介護保険制度への円滑な移行を図ります。特に介護保険第2号被保険者に対する自立に向けた支援について、制度の理解や取組を強化します。	福祉総務課 長寿介護課
5	●地域包括ケアへの対応	高齢化による要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、福祉、介護、地域医療、生活支援等の機能を一体的に行う 地域包括ケアシステム* の考え方を踏まえ、 多世代包括ケア情報クラウド化事業* の必要性を検証し、多職種間での情報共有の取組を強化していきます。	福祉総務課 長寿介護課 関係各課
6	●生活困難な世帯への支援	経済的理由から生活が困難な障がい者またはその属する世帯に対し、生活の向上および地域社会からの孤立化の防止等を図るため、 自立相談支援窓口* や社会福祉協議会、就労支援等地域の支援関係機関と連携した日常的な相談対応や各種サービス等の地域資源を活用した生活支援を促します。相談者が複合的な課題を抱えているため、関係機関の連携を強化し、支援体制を構築します。	生活介護課 福祉総務課 関係各課

-
- * **障がい者基幹相談支援センター**…地域における相談支援の拠点として、障がいのある人やその家族等からの相談（福祉サービスの利用や日常生活での困りごとなど）に総合的に対応する窓口のことで、笛吹市では、平成27年4月に市役所福祉総務課障害福祉担当内に設置した。
 - * **重層的支援体制の整備**…今ある介護・障がい・子ども・生活困窮の相談支援の取組を活かしながら、複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行うための体制整備
 - * **サービス計画相談**…障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成等により、障がい者の抱える課題を解決するためのきめ細やかな支援を行うこと。
 - * **サービス等利用計画**…障がい者のニーズや状況等を踏まえ、本人に適した障害福祉サービスの利用を検討し、作成する計画のこと。指定特定相談支援事業者が作成する。
 - * **ケアマネジメント**…福祉・医療・保健・就労・教育など、人々の生活ニーズと地域にあるさまざまな社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図り、包括的かつ継続的なサービス提供を可能にする援助方法のこと。
 - * **委託による相談支援事業所**…障がい者または家族等からの福祉サービスの利用や日常生活上のさまざまな相談に応じ、情報提供や助言を行うほか、必要に応じて計画相談事業所やサービス事業所などの関係支援機関との連絡調整を行う。本市では、この相談支援業務を市内の4事業所に委託している。
 - * **地域自立支援協議会**…障がい者の地域における自立した生活を支えるため、障がい当事者・家族、障害福祉サービス事業者や福祉・医療・教育・雇用等の関係機関が地域の課題を共有し、地域の支援ネットワークの整備やサービス提供体制の確保等について協議を行う場のこと。障害者基本計画の作成
-

および具現化に向けた協議の場でもある。本市では、「笛吹市地域自立支援協議会」という。

- * **笛吹市発達障害支援関係機関連絡会議**…発達障がいのある人のライフステージに沿った支援のネットワークづくりや地域に対する発達障がいの正しい理解の促進等に取り組むため、平成23年度から設置している。医療機関、学校、保育所、民生委員、民間事業者、行政職員等で構成される。
- * **ピアカウンセラー**…「ピア」とは仲間のこと。同じ悩みや障がいのある人の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助する人のこと。
- * **地域包括ケアシステム**…重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、行政だけでなく、地域の医療・介護・生活支援等の関係機関が連携し、高齢者のニーズや身体の状態に応じたきめ細やかな支援を一体的に行う体制のことで、団塊の世代が75歳以上となる2025年までの確立を目標として、国が推進している。
- * **多世代包括ケア情報クラウド化事業**…「笛吹市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として、働く世代の負担となっている「高齢者介護」「子育て」に関する情報をクラウド化（インターネット上に情報を一元的に保存し、サービスを提供すること）することにより、市民・事業者・行政等の効率的な情報配信・情報共有を可能とするシステムづくりのこと。笛吹市では、平成27年度から取組を開始した。
- * **自立相談支援窓口**…生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な面で生活上の困難に直面している人に対して、専門のスタッフが相談に応じ、自立した生活が行えるよう一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行うための窓口。笛吹市では、平成27年4月、生活援護課内に設けられた。

基本目標 ② 在宅サービス等の充実

【現状と課題】

- 障がい者が住みなれた地域で自立した生活が営めるよう、在宅福祉サービスの充実に努めています。障害支援区分*の認定者数は年々増加しており、障害福祉サービスの需要が高まっています。サービス提供体制の拡充もあり、利用ニーズの増加に対応したサービス量の拡大も図られていますが、サービスの質の確保が課題となっています。サービス給付の適正化を図るとともに、サービス事業所との課題の共有を通じて、サービスの質の向上を促進していく必要があります。
- 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の利用状況をみると、利用が増加しているサービスは、「就労継続A型」、「就労継続B型」などの**就労系障害福祉サービス***ですが、これから利用してみたいと思う障害福祉サービスはどれか、という質問に対しては、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練」、「居宅介護（ホームヘルプ）」との答えが上位を占めています。圏域外の施設を利用している人も多く受け皿が飽和状態であり、利用したくてもできない現状があることから、身近な地域における受け皿の充実が課題です。〈アンケート調査から〉
- 障害者手帳の所持者の年齢構成をみると、障がい者の高齢化が進んでおり、重度障がい者や高齢障がい者が在宅生活を継続していくためには、在宅福祉サービス等の充実により、本人だけでなく家族への支援が必要です。
- 障がい者が福祉サービスの利用で困っている点として、「サービス内容がわからない」、「利用したくても現在の手帳等級では利用できない」「利用したいときにすぐに利用できない」などの声が多く挙がっており、サービスや制度内容の周知などが求められています。〈アンケート調査から〉
- 将来どのように暮らしたいか、という質問に対して「自宅で家族と暮らしたい」と答えた人が60%を超えています。「ひとりで暮らしたい」は12%でした。在宅サービスの一層の充実が必要と考えられます。〈アンケート調査から〉



【施策の方向性】

障がい者が、地域の中で自立した日常生活や社会生活が営めるよう、障がい者自らが望む地域生活の実現に向け、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、日中活動の場の提供等により障がい者の社会参加や家族等の介護負担の軽減を図ります。

また、障害福祉サービスの利用ニーズの高まりから、サービス提供事業所の数や利用定員等が増加傾向にあることは好ましいことですが、平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法および改正児童福祉法を踏まえた上で、利用者の個々のニーズに応じて良質なサービスが選択できるよう、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を支援するとともに、必要な人に、必要なとき、必要な量のサービスが提供できるよう、給付の適正化を進め、持続可能なサービス提供体制の整備を図ります。

重複障がいや障がいの重度化、障がい者の高齢化等に伴い、重度障がい者等の地域生活を支えるため、生活介護等の日中活動系サービスの充実を促進し、家族支援を図ります。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
7	●在宅福祉サービスの量的・質的充実	障害者総合支援法に基づき、障がい者が地域の中で自立した日常生活や社会生活が送れるよう、障がい者のニーズや実態に応じて、 居宅介護（ホームヘルプ）* 、 重度訪問介護* 、 同行援護* 、 行動援護* 等の支援を行うとともに、 短期入所（ショートステイ）* により在宅福祉サービスの量的・質的充実を図ります。また、障がい者の自立や社会参加、家族等の介護負担の軽減等を図るため、障害者総合支援法に基づく 生活介護* 、 自立訓練（機能訓練・生活訓練）* 等のサービスの充実に努めるとともに、社会参加支援事業の 日中一時支援事業* 、 地域活動支援センター* の充実等を通じて、日中活動の場の充実に努めます。	福祉総務課
8	●補装具・日常生活用具給付事業の充実	障がい者の日常生活での利便や生活能力向上を図るため、 補装具費支給事業* による適正な給付を継続するとともに、障害者総合支援法改正に伴う補装具費支給内容の拡大にも適切に対応します。 日常生活用具給付事業* に関しては、新製品の開発がされていることから障がい者のニーズに応じた給付品目の拡大にも積極的に取り組みます。また、高齢者については介護保険制度の活用を、 小児慢性特定疾病児* については、 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業* の活用も図ります。	福祉総務課 長寿介護課 健康づくり課
9	●障害福祉サービスの質の向上と給付の適正化	障がい者が、自らの選択および意向を反映した良質なサービスが利用できるよう、事業者による人材育成、サービス内容の充実、情報公開、苦情処理体制づくり、第三者評価制度導入等の取組を支援し、障害福祉サービスの質の向上を推進するほか、必要なとき、必要な量のサービスが提供できるよう、サービス給付の適正化を図り、持続可能なサービス提供体制の基盤づくりを推進します。	福祉総務課

10	●重度障がい者等の生活支援	障がいの重度化や障がい者の高齢化等に伴い、重度障がい者等の地域生活の支援や介護にあたる家族等への支援のため、日中活動系サービスの量的・質的整備の促進を図るとともに、医療機関や社会福祉施設等とも連携した地域支援体制の構築に取り組めます。	福祉総務課 健康づくり課 長寿介護課
11	●経済的自立の支援	障がい者およびその家族等の自立した生活を支援し、福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、 特別障害者手当* 、 障害児福祉手当* 、 特別児童扶養手当* 等の支給を行うとともに、障害基礎年金等も含めた各種制度の周知と活用を促します。	福祉総務課 生活援護課 国民健康保険課

-
- * **障害支援区分**…障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示したもの。区分1～区分6に分けられ、数字が高くなるほど支援の必要性が高い。
 - * **就労系障害福祉サービス**…障がいのある人が障害者就労施設で働く福祉的就労や一般就労するための就労支援を提供するサービス。一般就労を希望する人に一定期間必要となる知識や能力を向上させるための訓練をする「就労移行支援」、支援を受けながら働く場所を提供する「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」と一般就労へ移行した人に必要な支援を提供する「就労定着支援」がある。
 - * **居宅介護（ホームヘルプ）**…自宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助を行うサービス
 - * **重度訪問介護**…重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行うサービス
 - * **同行援護**…重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出に同行して、移動の支援を行うサービス
 - * **行動援護**…知的・精神障がい者の外出に付き添い、危険回避のための援助をするサービス
 - * **短期入所（ショートステイ）**…介護者が病気などのときに、障害者支援施設などに短期的に入所し、入浴、排泄、食事などの支援を行うサービス
 - * **生活介護**…常に介護を必要とする人に、日中、障害者支援施設などで入浴、排泄、食事などの介護や創作的活動の場を提供するサービス
 - * **自立訓練（機能訓練・生活訓練）**…自立した日常生活ができるよう、障害者支援施設などで身体機能や生活能力向上のための訓練を行うサービス
 - * **日中一時支援事業**…障がい者（児）の日中活動の場を提供することにより、家族の就労や休息を図るためのサービス。社会参加支援事業のメニューの一つ
 - * **地域活動支援センター**…障がい者が通所し、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与することにより、障がい者の自立した地域生活を支援する場。市内には、社会福祉協議会に運営を委託するセンターが4か所、NPO法人が運営するセンターが2か所ある。
 - * **補装具費支給事業**…身体的欠損や機能障がいを補うための補装具（義肢・装具・車いす・補聴器など）を購入または修理するための費用を助成する事業
 - * **日常生活用具給付事業**…在宅の障がい者に、日常生活の利便を図るための用具（ストーマ用装具・入浴補助用具・視覚、聴覚障がい者等のための情報・意思疎通支援用具など）を給付する事業
 - * **小児慢性特定疾病児**…小児慢性疾患のうち、治療が長期間にわたる特定の疾病（小児がんなど国が認定）の状態にある児童のこと。
 - * **小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業**…在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活の利便を図るための用具を給付する事業
 - * **特別障害者手当**…身体または精神（知的障がい含む）に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に支給される手当
 - * **障害児福祉手当**…身体または精神（知的障がい含む）に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給される手当
 - * **特別児童扶養手当**…身体または精神（知的障がい含む）に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を扶養している父母や養育者に支給される手当
-

基本目標 ③ 障がい児支援の充実

【現状と課題】

- 障がい児への支援については、乳幼児期から学校卒業後までの切れ目ない支援を確保するため、基幹相談支援センター、子育て包括支援センター、教育相談室等と連携した継続的な支援を進めています。児童支援については、特に進学等の節目に情報共有が途切れてしまうおそれがあるため、今後もさらに関係機関相互の情報連携を強化していく必要があります。
- 放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスのニーズが増加するなか、障がい児に対応した相談支援事業所が不足している状況があります。
- 児童発達支援、保育所等訪問支援および放課後等デイサービスの利用が急増しています。放課後等デイサービスが増加した背景に、利用ニーズの高まりに連動したサービス提供事業者の増加がありますが、サービスの質の確保が課題となっています。児童発達支援、保育所等訪問支援では、利用ニーズが高まっているにもかかわらず市内に事業所がないことから、圏域や市外の事業所を利用しています。地域での受け皿の確保が急務です。
- 保育所や学童保育においても、障がい児の受入やそのための環境整備に積極的に取り組んでいます。また、学童保育については、平成28年度から市外の支援学校等に通学している児童も利用対象となりました。しかし、保育所、学童保育ともに、指導員の確保や専門性の向上が課題となっています。



【施策の方向性】

障がい児の発達段階や障がい特性に応じて、乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した効果的な療育*やサービス等が提供できるよう、関係機関相互の連携を強化するとともに、相談支援機能や生活支援体制の充実を図ります。

このような地域療育等支援体制の確立のもと、児童福祉法に基づく**児童発達支援***、**放課後等デイサービス***、**保育所等訪問支援***等の障害児通所支援サービスが、年齢や障がい特性に応じて、身近な地域で適切に提供できるよう、サービスの充実に努めるとともに、事業者への支援等を通じてサービスの質の向上を図ります。

また、障がいのある児童・生徒の**放課後活動保障***の観点から、障がい児通所支援や日中一時支援等の地域資源をその機能、役割に応じて有効に活用するとともに、保育所、学童保育における障がい児保育の推進を図るため、指導員の確保や専門性の向上に努めます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
12	●地域療育等支援機能の充実	障がい児の発達を支援する観点から、保健、医療、福祉、教育等関係機関連携のもと、障がい児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を行うことにより、児童の発達段階や障がい特性に応じた適切な支援が身近な場所で提供できるよう、地域療育等支援体制の充実を図ります。	福祉総務課 健康づくり課 子育て支援課 学校教育課
13	●障がい児相談支援体制の充実	障がい児および保護者等からの相談に応じ、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の充実を図ります。また、児童の発達段階や障がい特性に応じた適切なサービスが提供できるよう、基幹相談支援センターを中心とした 子育て包括支援センター* 、 子ども家庭総合支援拠点* 、教育相談室等との庁内連携を図るとともに、地域の相談支援事業所とのネットワークを構築します。併せて、障害児通所支援サービスの適切な利用や 障害児支援利用計画* の質の向上を図るため、障がい児相談支援事業者への支援に取り組みます。	福祉総務課 健康づくり課 子育て支援課 学校教育課
14	●障害児通所支援の量的・質的確保	障がい児の発達段階に応じて、児童福祉法に基づく児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、社会参加支援事業の日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域に必要な支援を受けられる基盤整備を図ります。また、障がい児や家族等の支援の必要性に沿った良質なサービスが提供できるよう、県や関係機関とも課題を共有した、サービス提供事業者への指導や支援を通じて、サービスの質の確保とサービス内容の適正化を図ります。	福祉総務課
15	●多子軽減制度の拡充	就学前の児童が、障害児通所支援サービスを利用する際の経済的負担を軽減するため、児童福祉法に基づき 多子軽減措置制度* を実施するほか、県市単独により、同制度の支援対象の拡充を図ります。	福祉総務課
16	●重症心身障がい児等の地域支援の充実	外出が困難な 重症心身障がい児* 等の地域生活を支援するため、県や医療、保健、福祉、教育機関等と連携した支援体制の整備に努めます。また、重症心身障害児等の発達支援を図るため、 居宅訪問型児童発達支援* の創設に対し、働きかけを行います。	福祉総務課 健康づくり課
17	●地域での障がい児等の子育て支援	多世代包括ケア推進の一環としてスタートした「 地域子育て情報クラウドシステム* 」等の活用により、子育て情報の配信や子どもの成長記録の共有、将来的には育児支援に関する関係機関による情報共有等を図ることにより、地域ぐるみで、障がい児等の子育てを支援します。	健康づくり課 子育て支援課 福祉総務課
18	●障がい児保育の充実	研修等を通じて、障がい児に対する理解を深めるとともに、職員の専門性の向上に取組み、保護者や関係機関と連携し、保育所における障がい児の受入れの促進に努めます。	子育て支援課
19	●学童保育における障がい児の受入	学童保育における障がい児の受入れは、放課後や長期休暇中の居場所づくりのほか、保護者等の就労支援や介護負担の軽減等の一助になることから、利用希望の際には、保護者同伴のもと施設を見学いただくなど柔軟な対応に取組みます。	子育て支援課

*療育…身体機能やことばなど発達に遅れのある児童の成長や社会的自立に向け、その特性に応じて提供される医療、育成、保育、教育、訓練などの支援をいい、幅広い意味で使用される。

*児童発達支援…未就学の障がい児に、施設において日常生活の基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応などの訓練を行うサービス

*放課後等デイサービス…就学中の障がい児が、授業終了後や休校日に、施設において生活能力向上のため

の必要な訓練や社会との交流のための支援を行うサービス

- * **保育所等訪問支援**…障がい児が通う保育所等を専門の指導員が訪問し、集団生活適応のための専門的な支援を行うサービス
 - * **放課後活動保障**…障がいのある児童もいない児童も同様に、その特性や家庭環境に応じて、安心、安全に放課後を過ごせるような環境を整えるべきとする考え方のこと。
 - * **子育て包括支援センター**…妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的に、母子保健法に基づき市が設置する子育ての機関。笛吹市では、健康づくり課・子育て支援課に設けている。
 - * **子ども家庭総合支援拠点**…地域で健やかに子供が成長するために虐待対応専門員や子供糧支援員を配置し、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、養育困難な家庭等に切れ目のない継続的な支援を行う機関。令和3年度に子育て支援課に設置予定。
 - * **障害児支援利用計画**…障がい児が児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを利用する際に、児童の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、作成するもの。指定障害児相談支援事業者が作成する。
 - * **多子軽減措置制度**…保育所等に通い、または障害児通所支援を利用する就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の利用者負担額の軽減を行う制度。平成26年4月にスタートした。
 - * **重症心身障がい児**…重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複し、話すことができず、歩くこともできないような重い障がいを抱える児童のこと。医学的診断名ではなく、児童福祉サービス等を利用する際の便宜上の呼び方であり、障がい程度等に明確な基準はない。
 - * **居宅訪問型児童発達支援**…重度の障がいにより外出が困難なため、通所型の児童発達支援を利用できない児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜を供与するサービス。児童福祉法の改正により平成30年度にスタートする。
 - * **地域子育て情報クラウドシステム**…インターネット上に「ふえふき子育て広場」を開設し、スマートフォンやタブレット端末で行政やNPOの配信する子育て支援情報を取得することができるほか、育児ノートの活用により子どもの成長記録を家族等で共有できる。平成28年度からスタートした。
-

基本目標 ④ 保健・医療との連携

【現状と課題】

- 障がい者が身近な地域において適切な医療が受けられるよう、福祉と保健・医療とが連携した相談支援体制の整備と地域医療体制等の充実が求められます。
- 障がい者や家族にとって、日常生活での悩み事は、「健康や医療のこと」が最も多く、また困りごとの相談先についても、「医療機関の医師、相談員」は、「家族」、「友人」に次いで3番目となっており、家族負担軽減の観点からも、医療や保健との連携の必要性が示されています。〈アンケート調査から〉
- 障がい者が健康な日常生活を維持する上で医療は不可欠ですが、経済的事情から、医療費負担が重荷となっています。このため、さらなる医療給付等の充実が求められています。
- 重度心身障害者医療費助成制度については、平成26年11月から県下一斉に、助成方法がそれまでの窓口無料から自動還付方式に改められました。本市では、医療機関窓口での負担軽減の観点から、平成28年1月から中学生未満の児童に限って窓口無料を復活させました（現在は全市町村で実施）。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病等が障害者総合支援法の対象に加えられましたが、サービスの有効活用が図られているとはいえない状況です。保健・医療との連携強化を通じ、障がい特性に応じた支援環境の充実とサービスの活用促進が求められます。
- 指定難病（特定疾患）の受給者数は、ほぼ横ばいですが令和元年度には376人となっています（峡東保健福祉事務所資料から）。
- 重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする児童等の在宅生活を支援するため、医療機関や福祉施設等と連携した地域資源の活用と家族支援の充実が求められます。
- ひきこもりの状態にある人は支援対象としてなかなか表面化せず、高齢化が懸念されます。発見が遅れることから、適切な支援につながらないケースが増えています。



【施策の方向性】

障がい者が身近な地域において、障がい特性に応じた適切な医療が受けられるよう、保健・医療サービス、**医学的リハビリテーション***体制の充実と保健・医療機関等との連携強化を図ることにより、障がいの重度化や重複化を予防し、障がい者の自立と豊かな日常生活の実現を支援します。

特に、**重症心身障がい児***や**医療的ケア児***の在宅生活を支えるため、峡東圏域医療的ケア児支援会議での協議をすすめ、体制整備の充実を図るほか、医療機関や福祉施設等と連携した地域資源の充実に努め、家族への支援を促進します。

また、障がい者の健康の保持、増進に取り組むとともに、医療費負担の軽減を図るため、医療給付、医療費助成等の制度の充実に努めます。

障害者手帳を所持しない、発達障がい、高次脳機能障害、難病等の人については、障が

いの特性に応じた適切な支援が提供できるよう、保健、医療等の機関とも連携した相談支援や情報提供を促進し、保健、福祉等のさまざまなサービス利用の円滑化を図ります。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
20	●医療給付等の充実	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療） * による医療給付を行うほか、 重度心身障害者医療費助成制度 * により、医療費の自己負担額の全額助成を行い、医療費負担の軽減を図ります。	福祉総務課
21	●地域医療、リハビリテーション体制の充実	重度障がい者が、必要な医療やリハビリテーションを受けながら、身近な地域で自立した生活が送れるよう、関係機関相互の連携による地域医療体制等の充実を支援し、機能の維持・回復または障がいの重度化、重複化を予防します。	福祉総務課 健康づくり課 長寿介護課
22	●手帳をもたない障がいのある人の支援	発達障がい、高次脳機能障害、難病、若年性認知症など障害者手帳を所持しない人に、障がいの特性に応じた適切な支援が提供できるよう、保健、医療、介護等とも連携した相談支援や情報提供等を行い、医療機関受診や障害者手帳の取得等を促すことにより、保健、福祉サービス利用の円滑化を図ります。	福祉総務課 健康づくり課 長寿介護課
23	●医療的ケア児等への支援	常時介護を必要とする重度障がい者や人工呼吸器等を装着するなど医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が在宅生活を継続していけるよう、医療機関や社会福祉施設等と連携した、日中および夜間における医療的ケアに対応できる社会資源の整備を支援し、日常的に介護にあたる家族等への支援を促進します。	健康づくり課 福祉総務課
24	●障がいの早期発見・早期療育の支援	乳幼児の発達段階に応じた健康診査、保健指導等の充実により、障がいの早期発見と早期療育を推進します。また、地域における小児医療の充実に向けた県や医療機関等の取組みを支援します。	健康づくり課
25	●障がいの重度化、重複化の予防	障がいの原因となる疾病等の予防や重症化予防のため、各種健診や健康相談等の機会の充実に努めます。また、障がい者の健康維持・増進を図るとともに、早期における適切な治療等を促すため、健康相談等の活用や医療機関等との効果的な連携を図ります。	健康づくり課 福祉総務課
26	●こころの健康づくり	ストレスやうつ病など心の悩みを抱える人の早期発見、早期治療を図るため、「こころの健康相談」や産婦健診での産後うつの早期発見等を充実させるとともに、自殺対策計画を踏まえた上で、 ゲートキーパー養成 * 等の取組みを行うことにより、自殺予防に向けて、市役所職員をはじめ市民への啓発や地域ぐるみでの支援を行います。	健康づくり課 福祉総務課
27	●ひきこもり支援体制の強化	ひきこもりに関する相談窓口 * の周知・啓発を強化し、 ひきこもり * の状態にある人の社会参加や家族支援を行うため、重層的支援体制の整備も視野に入れながら、市役所内外の関係機関が連携して継続的な生活支援を行います。	健康づくり課 福祉総務課 生活援護課 学校教育課 子育て支援課

-
- * **医学的リハビリテーション**…「リハビリテーション」とは、心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。医療的側面から専門的な支援を提供することを「医学的リハビリテーション」と呼ぶ。
 - * **重症心身障がい児**…重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複し、話すことができず、歩くこともできないような重い障がいを抱える児童のこと。医学的診断名ではなく、児童福祉サービス等を利用する際の便宜上の呼び方であり、障がい程度等に明確な基準はない。
 - * **医療的ケア児**…医療技術の進歩等を背景に、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引や経管栄養など常時の医療的ケアが必要な児童のこと。
 - * **自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）**…障害者総合支援法に基づく医療費給付サービス。
更生医療は、人工透析、心臓手術など障がいの軽減や現状維持（生命維持）を図るために必要な医療に対して給付を行う（18歳以上）。**育成医療**は、身体に障がいのある、または治療しないと将来障がいが残ると認められる18歳未満の児童が、その障がい除去、軽減できると見込まれる医療に対して給付を行う。**精神通院医療**は、精神の障がいにより医療機関に通院する場合に、医療給付を行う。
 - * **重度心身障害者医療費助成制度**…重度の障がい者が医療を受けた際の自己負担金を全額助成する制度。助成対象は、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1～2級、障害基礎年金受給者・特別児童扶養手当受給対象児など
 - * **ゲートキーパー養成**…「ゲートキーパー」は、自殺に向かおうとする人が発信する「こころのSOS」にいち早く気づき、適切な方向に導くことができる地域や職場における「命の門番」といわれる。市では、平成22年度から自殺予防対策の一環として「ゲートキーパー養成講座」を実施している。
 - * **ひきこもりに関する相談窓口**…市では、平成27年度、ひきこもりに関する相談窓口を健康づくり課、福祉総務課（基幹相談支援センター）、生活援護課（自立相談支援窓口）に設置した。
 - * **ひきこもり**…さまざまな要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則として6か月以上にわたって概ね家庭に留まり続けている状態（他者との交わりを避けて外出する場合も含む。）にあるものと定義される。
-

基本目標 ⑤ 地域生活移行・地域定着の促進

【現状と課題】

- 令和2年4月現在、本市から障害者支援施設に入所している人の人数は、72人です。平成28年4月の80人から減少していますが、障害者総合支援法に基づく国の基本指針による目標値(施設入所者の地域移行)には達していません。
- 病院等への長期入院からの地域生活への移行は、進んでいない現状があります。峡東圏域に地域移行・地域定着推進協議会を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて検討をしていますが、さらに医療機関等と連携した支援が必要です。
- 障害者支援施設への入所や病院への長期入院からの地域移行を促進するためには、障がい者が安心して地域で生活していくためのグループホーム、短期入所等の地域資源の充実が不可欠ですが、まだ不足している現状があります。
- 現状では、地域保健や委託相談支援事業者等を中心に、障がい者の地域移行に向けた支援が行われていますが、地域移行支援サービスを利用した地域移行はわずかです。今後は、地域移行サービス、地域定着支援サービスの活用を促進していく必要があります。
- 障がい者の高齢化、重度化が進むなか、地域で障がい者や家族が安心して生活していくためには、グループホーム等の施設環境の充実や医療機関等との連携強化が必要です。地域生活支援拠点により、緊急時にすぐに受入対応ができる短期入所や相談支援機能等の整備は完了しましたが、より一層の連携が求められています。



【施策の方向性】

障害者支援施設に入所する障がい者や病院に長期入院する精神障がい者等の地域生活への移行を促進し、自ら選んだ地域で自立した生活が継続できるよう、**グループホーム（共同生活援助）***や短期入所等の施設環境整備を促進していきます。また、地域自立支援協議会での協議および峡東圏域における協議の場である峡東圏域精神障害者地域包括ケアシステム構築会議での協議を活かし、福祉施設や医療機関等とも連携し、**精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム***の構築に向けて地域生活移行から地域定着までの一貫した支援体制の整備を図ります。

入所や長期入院等からの地域生活への移行や地域生活継続のための支援機能を強化するため、峡東圏域において、相談や短期入所等緊急時の受入体制確保等の機能を集約した「**地域生活支援拠点等***」の整備が完了しました。地域生活支援拠点を充実させ、障がいの重度化や家族の高齢化等に伴う介護力低下の課題も見据え、施設や医療機関との連携強化を図り、困難ケースや障がい者虐待等にも柔軟な対応をしていきます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
28	●地域移行・地域定着支援体制の整備	障がいがあっても、自ら選んだ地域で自立して暮らせるよう、施設や病院から地域への移行を進め、障がい者に寄り添った生活支援を提供するための相談支援体制の充実を図るとともに、 地域移行・地域定着支援サービス* の活用を促進します。また、居宅、賃貸住宅等での一人暮らしを希望する障がい者や精神障がい者を支援するため、 自立生活援助* の活用も促進します。	福祉総務課
29	●施設、医療機関等との連携	長期間、施設入所や入院を続けている障がい者の地域移行、地域定着を支援するため、地域自立支援協議会の取組等や峡東圏域における地域移行・地域定着推進協議会の協議を通じて、地域包括ケアシステムを踏まえ、施設・医療機関、その他関係機関等との連携および情報共有を図ります。	福祉総務課 健康づくり課
30	●地域での受入環境の整備	入所や長期入院からの地域移行の促進を図るため、グループホーム等の受入環境の整備を図ります。また、在宅生活を送る上での家族の負担軽減や緊急時の安全確保を図るため、短期入所等の充実を図ります。	福祉総務課 健康づくり課
31	●地域生活支援拠点等の充実	峡東圏域を単位とし、面的体制により整備を行った拠点である「地域生活支援拠点等」の充実を図り、地域生活移行や親元から自立するための相談、短期入所等緊急時の受入体制確保等に努めます。	福祉総務課
32	●ピアカウンセリング・ピアサポーターの促進	障がいのある人が自らの体験に基づき、不安や問題を抱える人の話を傾聴する ピアカウンセリング* は、障がい者の地域生活を支援する上で有効です。ピアカウンセリング等の周知・啓発を強化し、入院中の精神障がい者等の地域生活移行を促進するため、県が設置する ピアサポーター* の活躍を支援します。	福祉総務課 健康づくり課

* **グループホーム（共同生活援助）**…障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で自立した生活を継続できるよう、支援員から日常的な相談や援助を受けながら、少人数で共同生活を営む住居のこと。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つ

* **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム**…高齢期を対象とした「地域包括ケアシステム」の考え方を精神障がい者のケアに応用したもので、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育を包括的に確保するための仕組み

* **地域生活支援拠点等**…障がい者の地域生活への移行を促進するために、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム入居等の体験機会の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能などを集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点を**地域生活支援拠点**という。拠点を設けず、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制」による整備もできることとされ、これらも含めて「**地域生活支援拠点等**」という。

* **地域移行・地域定着支援サービス**…**地域移行サービス**は、施設や病院に長期入所（入院）していた障がい者が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備などの支援を行うサービスのこと。**地域定着支援サービス**は、居宅で一人暮らしをする障がい者が地域の中での自立した生活を継続できるよう、夜間等も含む緊急時における連絡、相談対応等を行うサービスのこと。両サービスを合わせて**地域相談支援**といい、指定一般相談支援事業者が行う。

-
- * **自立生活援助**…障害者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間、定期的な巡回訪問を行い、また障がい者からの随時の相談に応じ、必要な情報提供や助言等の援助を行うサービス。
 - * **ピアカウンセリング**…「ピア」とは仲間という意味。障がいのある人同士が自らの体験に基づき、対等な立場で悩みや不安を話し聞き合う中で、問題を抱える人が解決策を見出していくこと。
 - * **ピアサポーター**…障がい当事者自ら、同じ問題を抱える仲間からの相談に応じ、自立のための援助などの活動に取り組んでくれる人のことを指し、県が設置している。
-

2 安心して生活できる環境整備

障がいの有無にかかわらずその人らしく自立した社会生活を支援するため、外出手段の充実、公共施設等のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上などを通じて、障がい者の社会参加を促すとともに、教育環境や就労環境などを充実することにより、障がい者が安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本目標 ⑥ 外出手段の確保

【現状と課題】

- 障がい者が通院や買い物等のために家から外出し、さまざまな社会的活動を行うため、移動手段の確保が課題となっています。高齢者にとっても同様の課題を抱えており、高齢福祉部門とも連携した課題の整理と取組が必要です。
- 重度障がい者の外出支援は、その多くを家族等が担っているのが現状で、家族等への負担が大きくなっています。〈アンケート調査から〉
- 重度心身障がい者の行動範囲の拡大と一層の社会参加促進を図るため、県の基準を超えて福祉タクシー助成を行っていますが、ここ数年は使用率が伸び悩んでいます。
- 社会参加支援事業の移動支援（移送サービス）については、サービス提供事業所の不足により利用ニーズが満たせていない現状があります。福祉有償運送運営協議会を共同設置する峡東圏域における課題の検証と事業所の新規参入に向けた取組が必要です。
- 外出時の不便や不安として、公共交通機関（バス、電車等）の少なさが多く挙げられています。自動車の運転ができない障がい者の移動手段を確保するため、市内公共交通の整備が求められています。〈アンケート調査から〉



【施策の方向性】

自家用車等の外出手段を持たない重度障がい者の行動範囲を拡大し、社会参加を促進するとともに、日常的に介護にあたる家族等の負担を軽減するため、外出支援サービスの充実と利用の促進を図ります。

中でも、利用ニーズが満たされていない社会参加支援事業の移動支援（移送サービス）については、サービス提供量拡大に向けた事業者への働きかけや課題解決のための必要な支援を行います。

また、重度障がい者や高齢者など交通弱者といわれる人たちの移動手段を確保するため、市営バスやデマンド交通など障がい者が安心して利用できる公共交通機関の整備に努めます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
33	●移動支援サービス等の充実	屋外での移動が困難な障がい者に、障害者総合支援法に基づく行動援護や同行援護、社会参加支援事業による 移動支援（ガイドヘルプ・移送サービス） ＊等を提供することにより、障がい者の社会参加を促進します。このうち、担い手不足が指摘される移送サービスについては、サービス提供事業者に対し、新規参入やサービス量拡大に向けた働きかけを行うとともに、福祉有償運送運営協議会を共同設置する峡東圏域において、課題解決のための検討と事業者に対する必要な支援を図ります。	福祉総務課 長寿介護課
34	●福祉タクシー利用助成事業の充実	重度心身障がい者（児）の外出手段の確保と社会参加を促進するため、 福祉タクシー利用助成事業 ＊の一層の充実に努めます。	福祉総務課 長寿介護課
35	●各種外出支援サービスの利用促進	障がい者の外出支援と社会参加を促進するため、 介助用自動車購入等助成制度 ＊、 自動車改造費助成事業 ＊、 自動車運転免許取得費助成制度 ＊、 各種公共交通機関の割引制度 ＊、 自動車税等減免制度 ＊などの周知に努め、利用促進を図ります。	福祉総務課 長寿介護課 税務課
36	●安心して利用できる公共交通の整備	障がい者等の交通弱者の移動手段を確保するため、利用しやすい公共交通の環境づくりに取り組みます。市営バスや デマンド交通 ＊については、利用者のニーズも踏まえた運行内容の改善を引き続き図っていきます。移動支援サービスを包括的にとらえ、仕組の構築に対する指針づくりに取り組み、指針を基礎に公共交通の整備を検討していきます。	企画課

-
- * **移動支援（ガイドヘルプ・移送サービス）**…屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行う事業。このうち**ガイドヘルプ**は、障がい者等が安全に外出できるよう、支援員（ガイドヘルパー）が移動の介助、誘導および見守りをするサービス。**移送サービス**は、福祉有償運送の認可を受けた事業者が車両を運行し、障がい者等の居宅と医療機関等との間を送迎するサービス
 - * **福祉タクシー利用助成事業**…在宅の重度障がい者にタクシー券を交付し、タクシーを利用する際の料金の一部を助成する制度
 - * **介助用自動車購入等助成制度**…車いす等を利用する障がい者を介助するために、自家用車をリフト付等に改造したり、既に改造された車両を購入したりする際の費用の一部を助成する制度
 - * **自動車改造費助成事業**…重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を購入する際に、車両の改造に要する費用の一部を助成する制度
 - * **自動車運転免許取得費助成制度**…身体障がい者が自動車運転免許を取得する際の費用の一部を助成する制度
 - * **各種公共交通機関の割引制度**…障害者手帳の種別、等級等に応じて、有料道路利用料、旅客鉄道（JR）運賃、バス、タクシー、国内航空運賃等の割引が受けられる。
 - * **自動車税等減免制度**…障がい者が社会活動を行う上での利便を図るため、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免になる制度
 - * **デマンド交通**…「デマンド」とは「需要」という意味。利用者からの需要＝予約に応じて運行する乗合型交通システムのこと。市では、タクシー車両を用いて御坂、石和の2地域で運行を行っている。
-

基本目標 ⑦ 誰もが暮らしやすい環境づくり

【現状と課題】

- 市役所庁舎等の公共施設については、新築や大規模改修等の際に順次バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を行っていますが、老朽化した施設の多くは障がい者への配慮が不十分です。
- 平成27年度に完成した石和温泉駅舎については、障がい当事者の意見が反映され、音声案内や点字案内板の設置、多機能トイレの設置などバリアフリーに配慮した設備が整備されています。
- 新設および改良の際に、順次市道、歩道のバリアフリー化が進められていますが、まだまだ市内道路には段差等が多く残されています。
- 笛吹市サイン計画のサイン整備計画に基づき、障がい者にも利用される見やすく、わかりやすい案内標識を市内7か所に整備しました。
- 外出時に感じる不安として、「歩道に問題がある（道路の段差、歩道がない、歩道が狭いなど）」、「休憩できる場所が少ない」、「障害者用駐車場が少ない」の回答が高くなっています。〈アンケート調査から〉
- 将来、自宅やアパートで一人暮らしを希望する人が13%であることから、障がい者本人の自立に向けた意識の高さがみてとれます。自立を支援するための住環境の整備が必要です。〈アンケート調査から〉



【施策の方向性】

障がい者の自立と社会参加を促進するため、バリアフリーやユニバーサルデザイン*にも配慮した歩行空間、公共施設、交通機関等の整備を進めることにより、障害者差別解消法の趣旨にも則った社会的障壁を解消するとともに、住環境などの充実に努め、障がいのある人もない人も快適に暮らすことができる環境づくりを推進します。

また、多くの人々が利用する民間の店舗、病院、金融機関、観光・宿泊施設などの公益施設についても、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備を呼びかけ、地域社会全体の障がい者にやさしいまちづくりを促進します。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
37	●歩行空間のバリアフリー化	主要な生活関連道路においては、障がい者が安全に歩行できるよう、新設や大規模改修等の際に順次、段差の解消や誘導ブロックの設置等に努めるとともに、音声式信号機の設置を関係機関に働きかけるなど、歩行者空間のバリアフリー化に努めます。	土木課 農林土木課
38	●案内標識等の再整備	笛吹市サイン計画*に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、笛吹市を訪れる市内外の障がい者にも見やすく分かりやすい案内標識を管理・維持・更新していきます。	まちづくり整備課

39	●住環境の整備	住宅改修費給付事業* 、 在宅重度身体障害者居室整備費補助金 *をはじめとする各種サービスの活用を促し、障がい者が住みやすい住環境づくりを推進します。また、障害者支援施設については、地域で生活する障がい者の在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、グループホーム等の整備を促進することにより、障がい者の自立した地域生活を支援します。	福祉総務課 まちづくり整備課
40	●公共施設等のバリアフリー化	山梨県幸住条例および 笛吹市営住宅長寿命化計画* に基づき、市役所庁舎、交流文化施設、福祉施設、公園等の公共施設や市営住宅の新築や大規模改修の際には、障がい者が安心して施設利用ができるよう、また、障がい者の住まいの場の充実を図るために障がい当事者の意見も聴きながら、バリアフリー化を進めます。	管財課 まちづくり整備課 管理総務課 福祉総務課 関係各課
41	●公共交通機関等のバリアフリー化	石和温泉駅および春日居町駅周辺のバリアフリー環境を管理・維持していきます。また、市営バス、デマンド交通、民間路線バス、観光循環バス等についても、バス事業者やタクシー事業者に対して、低床バスやバリアフリーに配慮した車両の導入や停留所の安全確保など、誰もが利用しやすい交通環境の整備を依頼していきます。	まちづくり整備課 企画課 観光商工課
42	●民間の公益施設のバリアフリー化	笛吹市都市計画マスタープラン* や 笛吹市観光振興プラン* 等に基づき、大型店舗、病院、金融機関、温泉施設、観光・宿泊施設など、不特定多数の利用する民間の公益施設については、「 バリアフリー新法* 」による施設のバリアフリー化を適切に誘導します。	まちづくり整備課 観光商工課 関係各課

-
- * **ユニバーサルデザイン**…文化・言語・国籍・老若男女・障がいの有無などにかかわらず誰もが使いやすいように配慮されたデザインのこと。
 - * **笛吹市サイン計画**…市内のサイン（案内看板等）を分かりやすく、利便性の高いものに整備していく際のガイドラインとして、平成 25 年度に策定された。
 - * **住宅改修費給付事業**…日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障がい者が、段差解消など住宅環境の改善を行う場合に、居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費の一部を助成する制度
 - * **在宅重度身体障害者居室整備費補助金**…在宅の重度心身障がい者の日常生活環境を改善するため、障がい者の専用居室、浴室、便所等を整備する際に、費用の一部を助成する制度で、県が実施する。
 - * **笛吹市営住宅長寿命化計画**…市営住宅等の既存施設の維持管理・改善・建替えを効率的・計画的に進めるために平成 22 年度に策定された。
 - * **笛吹市都市計画マスタープラン**…笛吹市の将来の都市像やまちづくりの基本的な方向性を定めた計画で、市が進める都市計画や施策の指針となるべきもの
 - * **笛吹市観光振興プラン**…笛吹市の観光に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、観光振興の将来像や施策推進の基本方針等を定めた計画
 - * **バリアフリー新法**…正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、公共交通機関、道路、公園、建築物等における段差解消等の整備を推進することを目的に制定された法律で、平成 18 年施行された。
-

基本目標 ⑧ 情報アクセシビリティの推進

【現状と課題】

- 視覚、聴覚などに障がいのある人の自立や社会参加を促進するためには、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の確保と情報提供が不可欠であり、意思疎通支援事業の一層の充実が求められています。
- 手話通訳者等の派遣ニーズは増加傾向にありますが、担い手となる手話通訳者等が不足しています。手話通訳者等の育成のため、手話奉仕員養成講座修了者の活動場所の確保や育成のためのシステムづくりと同時に手話通訳者等の権利保障も必要となっています。
- 全国的に**手話言語条例*** 制定に向けた動きがあります。本市では、聴覚障がい者だけでなく、他の障がい種別の人権保障や情報保障を含めた障がい者基本条例の制定に向けた取組みを進めています。
- 市民窓口館・保健福祉館・支所の窓口に筆談ボードを設置しています。
- 平成30年度に市ホームページをリニューアルし、自動読み上げ機能の導入等を行い、ウェブアクセシビリティの維持・向上を図りましたが、まだまだ十分とは言えません。わかりやすい言葉づかいや自動読み上げに対応した表の作成などに努める必要があります。
- 障害福祉サービスを利用するのに困っている点として、「サービスの内容が分からない」という回答が最も多くなっており、各種サービスの情報提供の充実が必要です。〈アンケート調査から〉



【施策の方向性】

障がい者が自らの選択により社会参加やサービス利用ができるよう、行政情報や各種サービスの情報提供の充実に努めるとともに、障がい者に対する**情報保障***の観点から、障がい特性に応じた多様な手段で情報提供ができるよう**情報アクセシビリティ***の推進に取り組めます。

また、聴覚障がい者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者等の派遣の充実や公共機関、各種イベント等への手話通訳者等の普及を促進するとともに、手話通訳者等の権利保障、聴覚障がい者等への理解や手話の普及等意識の向上を図っていきます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
43	● 障害福祉サービス等の情報提供の充実	広報、ホームページ、暮らしの便利帳等を活用し、また地域の相談支援事業所等を通じて、各種障害福祉サービスの内容やサービス事業所の情報、サービスの利用方法等の情報提供の充実に努めます。また、市独自の「障害福祉サービスガイド」を作成し、市役所窓口等での配布や市ホームページへの掲載を行います。	福祉総務課

44	●意思疎通支援事業の充実	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者や視覚障がい者に対する情報提供の円滑化やコミュニケーション手段充実のため、 手話通訳者・要約筆記者等派遣事業* の充実など 意思疎通支援事業* の推進を図ります。	福祉総務課
45	●手話通訳者等の人材確保	手話通訳者、要約筆記者等の人材育成・確保を図るため、 手話奉仕員等養成事業* を実施します。また、養成講座受講後の活動場所の確保に努め、手話通訳者等に至るまでの育成システムの構築や手話通訳者等の権利保障を行っていきます。	福祉総務課
46	●情報保障に配慮した行政窓口づくり	障がい者が、自らの選択により自ら望む行政サービスが受けられるよう、行政窓口での説明にあたっては、障がい特性に応じて、手話、筆談、分かりやすい言葉使いなどを用いるなど、情報保障に配慮した窓口づくりを進めます。筆談ボードや コミュニケーションボード* 等の活用のほか、市職員への手話の普及を図ります。	福祉総務課 総務課 関係各課
47	●行政情報のバリアフリー化	行政情報の提供にあたっては、障がい者を含む全ての人々が利用しやすいよう、行政情報の電子的提供などに取り組み、だれもが情報や機能を支障なく利用できるような ウェブアクセシビリティ* の向上を図ります。また、市が提供する広報物、通知等については、点字、分かりやすい言葉使い、図や絵の活用など、障がい特性に配慮した情報のバリアフリー化に取り組んでいきます。	福祉総務課 企画課 関係各課

-
- * **手話言語条例**…手話も言語であるという考え方にに基づき、地域への手話の普及を進めることにより、聴覚障がい者等の情報保障と社会参加の推進を目的に、地方自治体が定める条例のこと。令和2年11月現在、全国市区町村370自治体で制定されている。
 - * **情報保障**…年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が不自由なくさまざまな情報を取得し、利用できるべきという考え方（知る権利の保障）。情報保障の手段としては、障がい特性に応じた手話通訳、筆談、点字、印刷物の言語化等が挙げられる。
 - * **情報アクセシビリティ**…「アクセシビリティ」とは物事の使いやすさのこと。「情報アクセシビリティ」とは、高齢者や障がい者など、情報の取得に困難を抱える人たちも、さまざまな情報を不自由なく取得し、利用できることをいう。
 - * **手話通訳者・要約筆記者等派遣**…手話通訳者は、音声言語を手話に変換して聴覚障がい者に伝える人のこと。**要約筆記者**は、音声言語を要約し、文字として伝える人のこと。市では、聴覚障がい者の家庭生活および社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っている。
 - * **意思疎通支援事業**…聴覚障がい者および視覚障がい者の福祉の増進と社会参加の促進を図るための事業。手話通訳者等の派遣、点字・声の広報発行、手話奉仕員・朗読奉仕員の養成などのメニューがある。
 - * **点字・声の広報発行事業**…視覚障がい者のために、点訳、音訳その他分かりやすい方法で市広報等を定期的に提供する事業。社会福祉協議会に委託し、実施している。
 - * **朗読奉仕員養成事業**…講習会・研修会等の開催を通じて朗読に必要な技術等の指導を行い、朗読奉仕員の養成や視覚障がい者のためのボランティア育成を行う取組。社会福祉協議会に委託し、実施する。
 - * **手話奉仕員養成事業**…手話奉仕員養成講習の開催を通じて、基礎的な手話技術を取得する機会を提供し、手話通訳者の育成を図るとともに、聴覚障がい者のよき理解者として活動するボランティアの育成を進めるための事業。社会福祉協議会に委託し、実施している。
 - * **コミュニケーションボード**…聴覚障がい者や知的障がい者等のコミュニケーションを支援するため作製された図版のことで、該当の文字やイラストを指差すことで意思疎通が図られる。
 - * **ウェブアクセシビリティ**…誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。
-

基本目標 ⑨ 教育環境の整備

【現状と課題】

- 各学校において、個々の障がいの状況により適切な支援ができるよう、個別の指導計画等を作成し、個々の教育ニーズの把握に努めるなど、特別支援教育に力を入れています。近年は、特別な配慮を必要とする児童・生徒に市費負担の学校サポーターを配置し、教職員と連携して学習支援を行っています。
- インクルーシブ教育の推進については、各学校において、障がいの有無によって分け隔てられることなく共に学ぶ環境づくりの実現に向けて努力していますが、障がい特性、障がい程度、発達状況、家庭環境など多種多様なニーズに現在の体制で対応することは困難な状況もあり、就学前からの人材確保や県等の支援が必要です。
- ケース会議を通じてふえふき教育相談室や保健福祉部関係課が情報共有しながら支援を進めています。今後も、児童・生徒に対し、就学前から卒業までの一貫した指導や支援ができるよう、児童の成長記録や支援経過等に関する情報を関係機関が共有・活用しながら、適切な就学や進学指導ができるような環境づくりが求められています。また、途切れなく支援が継続できるよう、進学の際に細やかな引継ぎを要します。
- 経済的な理由から生活が困難な世帯には、事業委託により児童・生徒の学習支援・生活支援を実施しています。学習面だけでなく生活面からも総合的な支援を必要とする世帯が増えています。
- 教育や保育に望むこととして、25%以上の方が「障がいに配慮した設備の充実」、「まわりの子どもたちの理解を深める福祉教育の充実」を、また 22%の方が「保育士や教師の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導の充実」を望んでいます。〈アンケート調査から〉



【施策の方向性】

人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの成長段階、障がいの状態、教育的ニーズ等に応じた適切な教育支援を行うとともに、障がいのある児童・生徒も、障がいのない児童・生徒も、可能な限りともに教育を受けることができるよう、**インクルーシブ教育***の推進を図ります。

児童・生徒の自立と社会参加を見据え、教育、保健、福祉、医療、就労等の関係機関の連携のもと、保護者・障がい児と合意形成を図り、障がい特性に応じた適切な進路選択ができるよう、相談支援体制を充実させます。また、就学から卒業に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、小・中学校の通常学級、**通級による指導***、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実に努めるなど、**特別支援教育***の充実に努めます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
48	●インクルーシブ教育の推進	障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの成長段階、障がいの状態、教育的ニーズ等に応じた適切な教育がともに受けられるよう、他機関との連携を強化します。また、学校サポーターの配置など環境の整備を推進します。	学校教育課
49	●特別支援教育の充実	合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、児童・生徒の自立と社会参加を見据え、個別の教育的ニーズに的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校の通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実に努めます。また、小・中学校等の教員への研修の機会の充実により、教職員の障がいへの理解や専門性の確保、指導力の向上を図ります。	学校教育課
50	●児童・生徒個別の教育ニーズの把握	児童・生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いにも注意しながら、必要に応じて教育、保健、福祉、医療、就労等の関係機関間で共有・活用することにより、児童・生徒の成長段階、障がいの状態、教育的ニーズ等に的確に応えた指導を提供するとともに、個別の教育支援計画の作成および活用を促進し、就学から卒業に至るまで一貫した指導・支援ができるよう取り組みます。	学校教育課
51	●保健・福祉等と連携した教育相談・就学指導体制の充実	教育、保健、福祉等が連携し、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談の実施を推進します。また、 ふえふき教育相談室* を中心に障がいのある児童・生徒が、発達段階や障がい特性に応じて、適切な教育が受けられるよう、各機関が連携し早期からの教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課 健康づくり課 福祉総務課
52	●進路指導の充実	児童・生徒および保護者の意思が最大限尊重され、適切な進路の選択に行われるよう、十分な情報提供と関係機関とも連携した進路指導体制の充実を図ります。また、障がいのある児童・生徒の発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できるような教育システムについても配慮します。	学校教育課 福祉総務課
53	●生活困難な家庭への学習支援	経済的な理由などさまざまな事情を抱える家庭に対し、必要な生活支援や適切な学習機会の確保に努めます。また、生活困窮者自立支援法に基づく 子どもの学習・生活支援事業* の充実を図ります。	生活援護課
54	●学習環境のバリアフリー化	障がいのある児童・生徒も障がいのない児童・生徒も、可能な限りともに授業や学校活動に参加できるよう、改修の時期に合わせ学校施設、設備のバリアフリー化を進めます。また、障がいの有無にかかわらず児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を送れるようユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を進めます。	教育総務課 学校教育課
55	●特別支援学校との連携	特別支援学校のセンター的機能* を活用し、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、障がいの状況や本人、家族等の意思に沿って、適切かつ柔軟な進路選択が図られるよう、特別支援学校との連携を強化します。また、特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図ります。	学校教育課 福祉総務課
56	●福祉教育の推進	学校教育の場において、障がいのある児童・生徒も障がいのない児童・生徒も、お互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生活していくことの大切さを学ぶ機会の充実に努めます。また、特別支援学校等との情報交換や文化的交流等を通じて、児童・生徒の相互理解の促進を図ります。	学校教育課 福祉総務課

- * **インクルーシブ教育**…児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに合った適切な教育が、障がいのある児童・生徒もない児童・生徒も、ともに受けられる仕組み
- * **通級による指導**…小・中学校の通常学級に在籍しながら、障がい特性に応じて一部の授業について特別支援教育が受けられる制度のこと。本市では、「ことばと発達のサポートルーム」がこれに該当する。
- * **特別支援教育**…障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導および必要な支援を行うこと。
- * **ふえふき教育相談室**…児童・生徒や保護者などからの学校生活や日常生活での困りごとなどについて、専門の相談員が対応する相談場所。教育委員会が笛吹市役所市民窓口館3階に設けている。
- * **子どもの学習・生活支援事業**…生活困窮者自立支援法に基づく支援制度の一環として、経済的に困窮している世帯の児童・生徒を対象に、学習支援員による個別の学習支援および養育支援を行う制度
- * **特別支援学校のセンター的機能**…小・中学校に在籍する障がいのある児童・生徒に対し、障がい特性や教育的ニーズに応じた適切な教育を提供するため、特別支援学校がその専門性を活かした中核的な役割を果たしながら、小・中学校に必要な支援を行っていくこと。

基本目標 ⑩ 就労および雇用の支援

【現状と課題】

- 「仕事をしたいが見つからない」と回答した人が16%います。その理由は、「できる仕事がない」、「仕事をすることが不安」、「自分の希望にあった仕事がない」、「職場での人間関係が苦手」が上位を占めています。雇用環境の充実はもちろんのこと、就職に踏み出すためのこころの支援や就業後の悩みを相談する体制の強化が必要です。〈アンケート調査から〉
- 厚生労働省の統計では、全雇用障がい者数に占める精神障がい者は13.9%、知的障がい者は22.9%となっており、精神障がい者や知的障がい者等の雇用は、なかなか進んでいません。職域への障がい理解の浸透や障がい特性に応じた短時間業務の導入等柔軟な雇用形態の普及が求められます。
- 市役所では、障がいのある職員の職場での活躍に資するため、令和元年度に「笛吹市障害者活躍推進計画」を策定しました。この計画に基づき、市役所における障がい者雇用の法定雇用率を遵守していますが、さらなる働きやすい職場環境づくりのためには、庁舎間の移動等バリアフリー環境もあわせ配慮が必要です。
- 障がい者がせっかく就労しても、長期的雇用につながるケースが少ないのが実情です。職場への「心のバリアフリー」の浸透および関係機関とも連携した就業後のフォロー体制の充実が求められます。
- 一般就労が困難な障がい者に対して、働く場の確保や一般就労に向けた訓練のために、福祉的就労や多様な就労の場の充実が求められます。



【施策の方向性】

障がい者の経済的自立を促進するため、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、障がい者雇用の推進に向け、企業等への啓発や必要な支援を行うとともに、関係機関とも連携した情報提供、就業相談、職業訓練、職場実

習、職場定着支援など総合的な就労支援を図ります。

特に、精神障がい者や発達障がい者などは、その障がい特性や就業先の理解不足等により職場環境に順応できず、安定的雇用につながらないケースが多いため、就業後の支援体制の充実を図るとともに、企業等に向け、障がい理解の浸透や障がい特性に応じた柔軟な雇用形態の普及等を促します。

また、障がいの状況により一般就労が難しい人の自立や社会参加を進めるため、**就労移行支援、就労継続支援A型、B型***等の福祉サービスの充実を図り、働く場の提供や一般就労に向けた能力向上のための支援を行うほか、多様な就労の場の確保にも取り組み、働きがい・生きがいつくりの創出に努めます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
57	●関係機関との連携による総合的な就労支援	福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）や 障害者職業センター* 、 障害者就業・生活支援センター* をはじめとする地域の関係機関が密接に連携し、就業相談から職業訓練、職場実習、雇用後においては、 ジョブコーチ* 等を活用した職場定着支援までの一貫したサポート体制の整備を促進します。また、企業等の障がい理解の促進や障がい者雇用の拡大のためにハローワーク等との連携に向けた体制の構築を行います	福祉総務課 生活援護課
58	●市職員への適切な雇用の実施	市役所における障がい者雇用においては、 笛吹市障害者活躍推進計画* に基づき、 法定雇用率* を遵守することはもちろんのこと、施設、設備のバリアフリー化や障がい特性に応じた柔軟な働き方への配慮など、障がいのある職員が働きやすい環境を整えます。同時に、職場における職員の意識の向上と相互理解を図ります。	総務課 管財課
59	●福祉的就労等の充実	障がいの程度により一般就労が難しい人に対し、その経済的、精神的自立を促すため、就労移行支援、就労継続支援A型、B型等の福祉サービスの充実を図り、働く場の提供や一般就労に向けた能力向上のための支援を行います。	福祉総務課
60	●障害福祉施設等からの物品購入の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等で働く障がい者等の経済的な自立を進めるため、 障害者就労施設等からの物品等の調達方針* を定め、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先的購入（調達）を推進します。また、地域自立支援協議会の取組により作製した「授産品カタログ」の活用を周知し、障害者就労施設等が提供する物品の購入を促進するほか、物品の販売場所の提供に努めます。	福祉総務課 管財課 関係各課
61	●障がい特性に応じた多様な就業支援	農業法人等の農業関係者と福祉関係者等相互の情報連携による農業分野での障がい者の就労（農福連携）につなげるため、営農支援や農作業講習が受講できる「 笛吹市農業塾 」の周知を推進するなど、障がい特性に応じた多様な就業に対応した支援を行います。	福祉総務課 農林振興課 関係各課

- * **就労移行支援、就労継続支援A型、B型**…障害者総合支援法に基づくサービス。**就労移行支援**は、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。**就労継続支援**は、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで、就業先と雇用契約を結ぶ**A型**と雇用契約を結ばない**B型**がある。
- * **障害者職業センター**…障がい者の職業生活における自立を促進するための機関で、障害者職業カウンセラーを配置し、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がい者等への支援（相談対応、職業能力の評価、職場適応に向けた援助など）や障がい者雇用を検討する雇用主への支援を行っている。
- * **障害者就業・生活支援センター**…障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う機関で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。圏域ごとに県が専門事業者に委託している。
- * **ジョブコーチ**…障がい者が職場環境に適応し、就業に定着できるよう、障がい者の勤務する職場に派遣され、きめ細やかな支援を行う人をいう。
- * **笛吹市障害者活躍推進計画**…障がいのある職員がその能力を発揮して職業生活において活躍できるよう、取組を総合的かつ効率的に実施するために定める計画。笛吹市では、令和2年に策定した。
- * **法定雇用率**…障害者雇用促進法律に基づき、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用割合をいう。民間企業では2.3%、国・地方公共団体等は2.6%と定められている。
- * **障害者就労施設等からの物品等の調達方針**…障害者優先調達法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、市が障害者就労施設等から優先的、積極的に物品やサービスを調達（購入）することにより、障害者就労施設で就労する障がい者などの自立を進めるための方針のことで、毎年度、調達（購入）の目標額を設定することとされている。

基本目標 ⑪ 社会参加・交流の場の充実

【現状と課題】

- 障がい者、特に就労等に結びつかない重度障がい者の自立や社会参加を進めるためには、身近な地域において日中活動や地域との交流を行うことができる環境の充実が必要となります。地域活動支援センターは、地域活動の重要な拠点であり、利用者にとっては心のよりどころとなっていますが、土・日・祝日における活動の場の確保が必要です。
- 社会福祉協議会に運営委託する市内4か所（令和2年度からは3か所）の地域活動支援センターの利用者数は109人で、平成27年度の実績64人から45人増加しています。この他、NPOが運営する市内の地域活動支援センターの利用者は27人、市外の民間団体が運営する地域活動支援センターの利用者は3人です（ともに令和元年度実績）。
- 障がい者が心豊かな日常生活を送り、健康増進を図るためには、スポーツや文化活動など生涯学習の機会が不可欠です。市では、軽スポーツ教室でパラリンピック種目を取り上げたり、ユニバーサルスポーツ教室の開催に協力したりするなどしています。また、障がい者文化展や生涯学習講座の周知を行っています。
- 令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行されたことにより、地域の実情を踏まえた公立図書館等における利用体制の整備等が求められています。
- 障がい者や障がい者団体等の日常的な交流やイベント等への利用促進のため、社会体育施設、社会教育施設の利用料減免を行っていますが、障がい者に対応した施設整備がまだまだ不十分です。



【施策の方向性】

障がい者の社会参加を促し、地域との交流等を通じて、社会的自立と心身ともに豊かな日常生活を支援するため、社会参加や交流、日中活動の場を充実していきます。

同時に、スポーツ、文化、レクリエーション活動への参加を通じて、仲間との交流や心身の健康づくりを推進するため、スポーツや生涯学習、レクリエーション等に親しめる機会の充実に努めるとともに、障がい者や障がい者団体等によるスポーツ、文化活動や日常的な交流活動等を支援するため、読書バリアフリー法における国・県の状況を踏まえた対応や社会体育施設、社会教育施設等の公共施設を気軽に利用できる環境づくりを進めます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
62	●地域活動支援センターの充実	障がい者の社会参加と自立を促進するため、運営委託により 地域活動支援センター* の充実に努めます。また、本市在住の障がい者が利用する市内外の民間の地域活動支援センターの運営を支援します。	福祉総務課
63	●交流の場の充実	障がい者がより充実した人生を送るために学び、社会との交流を図ることを目的に、ピアサポーター事業を実施するほか、障がい者の社会体験や見識向上のための研修旅行の開催、障がい者サロンの開設等を運営委託により取り組むなど、障がい者の自立に向けた交流の場の充実に努めます。	福祉総務課
64	●デイケア等の充実	在宅で回復途上の精神障がい者を対象に、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等を行い、社会復帰や地域における自立と社会参加を促進するため、運営委託により デイケア事業* の充実に図ります。	福祉総務課
65	●日中活動の場の充実	社会参加支援事業の日中一時支援事業等の充実にに向けた事業者の取組を支援するなど、障がい者の日中活動の場の充実に図り、障がい者の自立と家族の介護負担の軽減を図ります。	福祉総務課
66	●スポーツ活動、生涯学習等の促進	障がい者の社会参加や体力増進を図るための障がい者スポーツ教室や障がいの有無にかかわらず市民がともに軽スポーツを楽しむことができる ユニバーサルスポーツ教室* 等の開催を促進します。また、障がい者の趣向に応じて気軽に参加できる生涯学習の場の充実に努めます。	生涯学習課 福祉総務課
67	●公共施設等の利用支援	障がい者によるスポーツ、文化、レクリエーション活動への参加を促進し、福祉の増進と障がい者の充実した日常生活を支援するため、社会体育施設、社会教育施設、温泉施設等各種公共施設の利用料の減免を行います。また、障がい者、障がい者団体、ボランティア等が日常的な交流やイベント等の活動に気軽に利用できる生涯学習施設等の環境整備や設備の充実に努めます。	生涯学習課 図書館 市民活動支援課 福祉総務課 管財課 関係各課

* **地域活動支援センター**…障がい者が通所し、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与することにより、障がい者の自立した地域生活を支援する場。市内には、市が運営委託を行っている3か所のセンターのほかNPOが運営する2か所のセンターがある。

* **デイケア事業**…「デイケア」とは、一般的に、福祉・医療関係機関が提供する、社会との交流や創作活動等を通じた通所型のリハビリテーションのことを指す。市では、委託により在宅で回復途上の精神障がい者を対象に、通所による作業指導・創作活動・生活指導等を通じた社会復帰や自立のための事業を行っている。

* **ユニバーサルスポーツ教室**…障がいの有無にかかわらず、また年齢や性別にかかわらず、みんなが一緒に楽しむことができる軽スポーツ（**ユニバーサルスポーツ**）を気軽に体験できる教室のこと。

3 ともに支えあう地域づくり

日常生活や非常災害時等における障がい者にとってのバリアを取り除き、障がい者が、地域の一員として自発的に日常生活や社会的活動を行うことができる社会を実現するため、市民に対し「心のバリアフリー」を推進するとともに、行政、事業者、地域の支援者、また障がい者自身もそれぞれの役割を果たす中で互いに支えあい、助けあいながら生活できる地域づくりを進めます。

基本目標 ⑫ 防災・防犯・感染症対策の推進

【現状と課題】

- 避難行動要支援者台帳については、平成 26 年度に要援護者システムを構築し登録の促進を図っていますが、登録が済んでいる人は、13%に過ぎません。また、この制度を知らない人が 50%います。地域の支援者（区長・民生児童委員等）に避難行動要支援者台帳の説明会を行っています。引き続き、制度の周知に努める必要があります。〈アンケート調査から〉
- 救急医療情報キット配布事業については、平成 26 年度から障がい者も配布対象となりましたが、障がい者への配布は、17 件にとどまっています（令和元年度末現在）。避難行動要支援者台帳への登録が配布条件となるため、制度の周知と併せてその普及に取組んでいく必要があります。
- 地域自立支援協議会の取組みを通じて、障がい者の防災訓練への参加を呼びかけています。障がい者自身の防災訓練への参加は、地域の支援者との相互理解や支援のきずなづくりにもつながるため、このような活動が市全体に広がるよう行政による大きな取組が求められています。
- 災害が起きた時に、「一人で避難できる」と答えた人は 41%、また、家族が留守のときに災害が起きたら助けてくれる人が「いない」と答えた人は 30%となっています。〈アンケート調査から〉
- 市が定める「指定避難所」および地域が定める「一時避難場所」について、「いずれも知らない」または「いずれかを知らない」と答えた人が、54%を占めています。個別計画の整備とあわせ障がい者自身の防災意識の向上を図る必要があります。〈アンケート調査から〉
- 防災行政無線放送は、音声放送と文字放送を実施しています。また、防災行政無線の放送内容を文字化して、希望者にメール配信をしています。
- 地域や施設において、障がい者が犯罪加害者・犯罪被害者となることを防止するため、地域における見守り体制の強化や障害者支援施設等による防犯対策のための取組を支援していく必要があります。
- 令和 2 年に新たな感染症が発生し、生活様式に大きな変化をもたらしました。感染拡大防止のための対策により、人と人とのつながりが希薄になることで体調の不調を訴える人が多くなり、事業所でも新たな対策が求められたりしています。



【施策の方向性】

災害発生時に、地域の支援者による迅速かつ適切な避難支援やその後の安否確認が行われるよう、**避難行動要支援者台帳***の周知と登録の促進を図ります。さらに障がい者に対して迅速かつ適切に災害情報等を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達手段の確保に努めるとともに、障がい者が安心、安全に避難できるための避難方法の啓発や**福祉避難所***への受入れ体制を確保します。

災害発生に備えた取組としては、災害時に障がい者が十分な事前準備のもと、必要な支援を受けながら安全に避難できるよう、障がい者等の避難を想定した実践的な防災訓練の実施や障がい者自身の防災訓練への積極的な参加、**個別計画***の整備を通じて、障がい者自身の防災意識向上および近隣での支援体制の構築を促進します。

防犯対策については、障がい者が地域の中で安心して生活ができるよう、市民一人ひとりによる地域の見守り機能の強化および県や警察機関等とも連携した地域や障害者支援施設等による防犯対策の推進にも支援を行います。

また、感染症対策については、事業所内での集団感染が起きないように速やかな情報収集と正確で的確な情報発信が求められます。日頃から地域、事業所、県など関係機関と連携体制を構築し、人権に配慮した情報連携および情報発信をしていきます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
68	●障がい者に配慮した防災対策の推進	避難行動要支援者台帳の周知と登録を促進し、個別計画を整備することにより、災害発生時に、避難行動要支援者に対し、地域の支援者による迅速かつ適切な避難支援やその後の安否確認ができるよう、防災関係課と福祉関係課の連携のもと、災害時の地域の支援体制づくりを進めます。また、非常時・災害時における、障がい特性に応じた適切な情報伝達や避難誘導、救助体制の確立を図ります。	福祉総務課 防災危機管理課 消防本部
69	●障がい者自身の防災意識の向上	避難訓練の機会や広報などを通じて、避難場所や避難経路等の周知を図るとともに、障がい者自身の避難訓練への参加を促進し、防災意識の向上を図ります。また、障がい者等の避難を想定した実効性のある防災訓練の実施に努めます。	福祉総務課 防災危機管理課 消防本部
70	●災害情報等のバリアフリー化	災害発生時に、障がい者に対して迅速かつ適切に災害情報や避難情報を伝達できるよう、防災情報のメール配信などを充実します。また、 Net119 緊急通報システム* への登録促進や災害情報・救急情報の文字化など障がい特性に配慮した情報伝達体制の整備を強化します。	防災危機管理課 消防本部 福祉総務課
71	●緊急時の情報伝達手段の確保	救急医療情報キット配布事業* 等の普及により、緊急時や救急時における障がい者などの情報伝達手段を確保し、消防隊員等の迅速な救助や救急搬送を図ります。また、ファックスやコミュニケーションボードの活用、障がい特性に応じた救急要請など意思疎通手段の充実を図ります。	福祉総務課 消防本部

72	●災害時における福祉・医療機関等との連携	災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、日頃から地域内外の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。また、障害者支援施設・医療機関等における防災対策や避難訓練等を支援し、入院、入所中の障がい者等の安全を確保するほか、事業者との協定により民間の福祉施設などを活用した福祉避難所の拡充を促します。	健康づくり課 福祉総務課 防災危機管理課 消防本部
73	●地域の見守りネットワークの構築	笛吹市安心安全見守り連絡協議会*における協議等を通じて、社会福祉協議会、民間事業者、地域の関係機関、関係団体、見守りボランティア等とも連携し、児童・生徒、高齢者、障がい者等が地域の中で安心して生活ができるよう、市民一人ひとりがその異変に気づき、緊急時に援助できる地域の見守りネットワークを推進します。また、見守りステッカー利用支援事業*の普及およびみまもりあいプロジェクト事業*における協力者の拡充を図り、見守りあえる地域づくりを進めます。	福祉総務課 長寿介護課 市民活動支援課 学校教育課 消防本部
74	●地域、施設等の防犯対策の推進	地域において、障がい者が犯罪に巻き込まれることのないよう、市民や地域に対して障がい理解の促進を図るとともに、犯罪被害の未然防止や早期発見を図ります。また、障害者支援施設等における障がい者を対象とした犯罪を防止するため、県や警察機関等とも連携し、障害者支援施設等が行う防犯対策への支援を進めます。	福祉総務課 市民活動支援課 防災危機管理課
75	●地域、施設等の感染症対策の推進	感染症発生時に地域や事業所において、精神的にだれも取り残されることがないように、地域、事業所、県等の関係機関と連携体制を構築し、速やかな情報収集と正確で的確な情報発信を行います。また、デマや風評被害が発生しないよう、人権に配慮した情報連携および情報発信を行います。	福祉総務課 健康づくり課 関係各課

- * **避難行動要支援者台帳**…災害時に自分ひとりで避難することが困難であることをあらかじめ地域の支援者や行政機関に知らせておくことにより、避難行動の支援や安否確認につなげることを目的とした台帳のこと。
- * **福祉避難所**…災害発生時に、一般の指定避難所で過ごすのが困難な高齢者や障がい者等のために、特別な配慮や支援が提供される避難所のこと。災害の状況に応じて二次的に設置される。市の公共施設を使用した直営の福祉避難所と民間の福祉施設等を協定により利用するものに大別される。
- * **個別計画**…災害時の避難ルートや避難場所、支援者の氏名等を明記した避難行動要支援者ごとの避難方法記載した計画のこと。
- * **Net119 緊急通報システム**…聴覚・言語機能の障がいにより音声での会話が困難な人が、事前に登録することによりスマートフォン等からインターネットを利用して119番通報できる仕組みのこと。
- * **救急医療情報キット配布事業*** 事前に、かかりつけ医や家族の連絡先等を記入した情報シートを備えておくことで、急病や緊急時に救急隊による迅速な救護活動を可能とするキットを配布する事業。障がい者の場合は、避難行動要支援者台帳への登録が配布条件となる。
- * **笛吹市安心安全見守り連絡協議会**…市民一人ひとりが、児童・生徒、高齢者、障がい者等の異変に気づき、緊急時に対応できる地域づくりのための協議を行う場。医療機関、警察・消防、社会福祉協議会、地域の関係機関、関係団体、行政等が参加し、定期的に情報交換を行っている。
- * **見守りステッカー利用支援事業**…認知症高齢者、障がい者等の外出に不安にある人の衣服、持ち物等に個人を識別するID番号が記載されたステッカーを貼っておくことで、外出時に万が一体調を崩したり行方不明になった時に、家族への緊急連絡ができる事業。平成28年度からスタートした。
- * **みまもりあいプロジェクト事業**…スマートフォン等に専用のアプリ（ソフト）を登録しておくことで、見守りステッカー利用支援事業を利用する家族からの検索依頼の情報が届くシステム。この協力者が増えれば増えるほど、見守りあえる地域づくりが進められる。

基本目標 ⑬ 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 判断能力が十分でない障がい者の権利擁護を図るため、後見センターふえふき等とも連携し、実態に即した権利擁護の在り方を研究し、成年後見制度の適切な利用の促進に努めています。
- 成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正をし、市長申立だけでなく親族申立も後見人報酬助成の対象とし、成年後見制度の利用促進につなげています。
- 高齢化社会の進展に伴う「親亡き後の支援」も踏まえ、成年後見制度の必要性が高まっていますが、後見人の受け皿不足が深刻です。このため、地域の中で本人に寄り添った支援を行うことができる市民後見人の養成や法人後見の育成を推進していく必要があります。
- 市民後見人養成講座は毎年度 30 人程度を受講があります。このうち、実際に市民後見人として活動している人は、平成 28 年度現在 6 人でしたが、令和 2 年度現在では 10 人になっています。活動の場を増やしていくことが必要です。
- 障がい者虐待、特に養護者や施設従事者による虐待事案の疑いが増加しています。虐待の背景には様々な問題が絡み合っている場合もあり、解決に時間を要するケースもあります。市民、家族等への啓発はもちろん必要ですが、介護負担や生活困窮等の課題を抱えている世帯もあり、本人への支援と併せて、世帯への支援を強化していく必要があります。



【施策の方向性】

知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない人が、日常生活や社会生活での意思決定の際に不利益を受けることがないよう、本人の自己決定を尊重し、意思決定を支援していくための**権利擁護***体制を強化します。後見センターふえふきと連携し、専門職の助言等を受ける権利擁護検討会議において総合的な支援方法について検討していきます。

介護者等の高齢化による「**親亡き後の支援***」が課題となっており、障がい者の権利擁護に有効な**成年後見制度***の適切な利用を支援するとともに、後見人の受け皿拡大に向けた**市民後見人***の養成や**法人後見***の育成を強化します。

障がい者に対する虐待は、本人の権利と尊厳を侵す行為であり、その未然の防止に向けた地域への啓発を促進するとともに、虐待事案に適切に対応できる体制を充実させます。また、令和 4 年度に国が障がい者福祉事業所に対し虐待防止委員会の設置を義務付けることを踏まえ、地域自立支援協議会の取組みの中で支援者に対するスキルアップのための研修も定期的に実施していきます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
76	●意思決定支援に配慮した援助体制の充実	知的障がい者または精神障がい者が障害福祉サービスの利用等、意思決定の際に不利益を受けないよう、本人の自己決定を尊重し、意思決定を支援していくため、 後見センターふえふき *（笛吹市社会福祉協議会）等とも連携し、援助体制の充実を図ります。	福祉総務課 長寿介護課
77	●成年後見制度の利用支援	知的障がいまたは精神障がいにより判断能力が不十分な人に成年後見制度の適正な利用を促進するため、専門的見地から制度利用の必要性等を検討する 権利擁護検討会 *を定期的開催し、総合的な支援方法を検討していきます。 成年後見申立 *に必要な経費、後見人への報酬等の助成を行います。	福祉総務課 長寿介護課
78	●成年後見制度の提供体制の整備	後見センターふえふきと協力し、成年後見人等の業務を適正に行うことができる人材の育成および活用を図るとともに、地域のなかで本人に寄り添った支援を行うことができる市民後見人の養成や法人後見の育成に取り組みます。	福祉総務課 長寿介護課
79	●障がい者虐待防止の推進	障がい者虐待を防止するため、市民や事業所に対して、 障害者虐待防止法 *に関する広報・啓発活動や地域自立支援協議会の取組の中でスキルアップのための研修を行うとともに、障がい者虐待に関する通報や相談窓口の周知を強化します。また、虐待の疑いがある事案が発生した場合は、関係機関とも連携し、迅速かつ適切な対応を図るとともに、本人および家族への継続的支援に取組みます。	福祉総務課 長寿介護課 子育て支援課

-
- * **権利擁護**…認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など自分で判断する能力が十分でないなど意思や権利の主張が困難な人のために、援助者が代理としてその権利の主張や自己決定の支援、ニーズの獲得等を行う活動をいう。
 - * **親亡き後の支援**…障がいのある子を親が介護している場合に、親が亡くなった後、または親が子の面倒をみられなくなった場合に、その子が十分な支援を受けながらその後の生活を送っていくためにどのようなサポートができるかという課題や心配のこと。
 - * **成年後見制度**…認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対して、後見人等が本人に代わって財産管理や日常生活上の法的手続きを行うことなどにより、本人の権利を保護する制度。「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つからなり、このうち「法定後見制度」は、代理権の範囲に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」の三つの類型に分けられる。
 - * **市民後見人**…市が行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。親族等による成年後見が困難な場合などに、市からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産管理や身上看護等を行う。
 - * **法人後見**…社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が、その専門性や経験、団体としてのメリットを活かして成年後見人、補佐人、補助人になること。市内では、笛吹市社会福祉協議会がこの活動を行う。
 - * **後見センターふえふき**…成年後見制度利用の相談、法人後見の受任、生活支援員・市民後見人の育成など、成年後見制度の利用等に関する支援を行う機関で、笛吹市社会福祉協議会が運営する。笛吹市役所八代庁舎内にある。
 - * **権利擁護検討会**…市長による成年後見申立てを行う際に、弁護士、司法書士、社会福祉士などが、専門的見地から成年後見制度の必要性や本人の支援にふさわしい後見類型等に関して検討を行う場
 - * **成年後見申立**…家庭裁判所への成年後見等の開始の申立である。この申立は、本人、配偶者、4親等以内の親族が行うのが一般的であるが、身寄りがいないなど必要と認められる場合は、市長が申立てできることとされている。
-

＊**障害者虐待防止法**…障がい者への虐待を防止し、その権利を養護するため、平成24年度に施行された法律。虐待を発見した人には、市が設置する通報窓口に通報する義務があり、通報を受けた市は、状況に応じて本人の保護や養護者も含めた必要な支援を行う。

基本目標 ⑭ 「障害を理由とする差別」の解消

【現状と課題】

- 平成28年4月、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、行政機関や事業者等に対し、「障害を理由とする不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が求められており、地域への啓発と障がい者が日常生活の中で差別的取扱いを受けた際の支援体制の強化が求められています。市では、平成29年に地域自立支援協議会の中に差別解消支援地域協議会を設置し、差別解消に取り組んでいます。
- 障害者差別解消法では、法規定の適用範囲は行政と民間事業者等に限定されていますが、障がいのある人もない人も共生できる地域社会実現のため、広く市民に向けての啓発活動が重要と考えられます。このため、ワークショップを開催するなど、障がい当事者や支援者だけでなく市民参加での学習の機会を提供しています。
- 市職員が窓口等で人権に配慮した適切な対応を推進するため、障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領の理解促進や職員研修を実施しています。
- 障がい者自身でも、「障害者差別解消法」のことを知らない人が57%を占めており、まだ法の周知が進んでいません。さらに市民や民間事業者等への啓発が必要です。〈アンケート調査から〉
- 「日常生活の中で差別や配慮不足を感じたことがある」と答えた人が、全体の30%に達しており、感じた場所として「地域、近所で感じた」人が11%います。地域社会に対する「心のバリアフリー」の推進が求められます。〈アンケート調査から〉



【施策の方向性】

障害者差別解消法＊の施行に伴い、行政機関や民間事業者等による「**障害を理由とする差別**＊」の解消に向け、障がい者が日常生活の中で差別的取扱いを受けた際の相談窓口の周知や相談事案の解決に向け関係機関が協議を行う場である「**差別解消支援会議**＊」の機能強化など、支援体制の充実を図ります。

また、同法が適用される行政機関や民間事業者等だけでなく、広く市民に対して「障害を理由とする差別」の解消や障がい者にとっての**社会的障壁**＊を取り除くための**合理的配慮**＊の必要性などを啓発し、当事者、市民、支援者等が共通認識のもと、障がい者の権利を守り、障がいのある人もない人も共生できる地域づくりを進めるため、継続してワークショップなどの学習の機会を提供していくほか、障がい者の権利を尊重するための基本条例制定を行います。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
80	●「障害を理由とする差別」に関する相談体制の強化	「障害を理由とする差別」に関する相談窓口*の周知・啓発に注力するとともに、県が委嘱する差別解消地域相談員*とも連携しながら、「障害を理由とする差別」の解消を推進します。また、解決困難な事案については、差別解消支援地域協議会の活用や県、関係機関等の協力も得ながら、差別の解消に向けた効果的な推進を図ります。	福祉総務課 総務課
81	●市職員による適切な対応	市役所窓口等において、市職員による「障害を理由とする不当な差別的取扱い」が行われないよう、また障がい者の障がい特性や支援の必要性に応じて適切な「合理的配慮」が提供できるよう、「障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領*」の徹底や研修の開催等を通じて、市職員の適切な対応を推進します。	総務課 福祉総務課 関係各課
82	●差別解消に向けた地域・企業等への啓発	地域における「障害を理由とする差別」の解消および「合理的配慮」の推進を図るため、広報、ホームページでの啓発やワークショップなどの研修会等を通じて、市民や民間企業等(店舗、金融機関、医療・福祉機関、観光・宿泊施設、運送事業者など)への啓発を促進します。また、地域自立支援協議会を通じて、当事者、事業者、行政などが連携しながら、地域ぐるみで「障害を理由とする差別」の解消に向けた取組を推進します。	福祉総務課 関係各課
83	●障がい者基本条例の制定	障がいの有無にかかわらず共生できる地域社会を実現するため、手話言語を含めた情報保障や差別解消・虐待防止等の人権保障を包含した市民一人ひとりの手による、障がい者の権利を守っていくための基本条例を制定します。	福祉総務課 関係各課

* **障害者差別解消法**…行政機関や民間事業者に対して、障がい者に対する「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止し、社会の中にある障がい者にとっての障壁を除去するための配慮を行うよう求めた法律のこと。平成 28 年 4 月に施行された。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

* **障害を理由とする差別**…障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限するなど、障がいのない人と異なる取扱いをすること。

* **差別解消支援会議**…障害者差別解消法第 17 条を設置根拠とする差別解消支援地域協議会の機能をもつもので、地域自立支援協議会の下に設置されている協議会。障がい者差別の相談事案の情報共有や解決に向けた協議、相談窓口や紛争解決機関等への連絡調整、類似事案発生防止のための取組、差別解消の推進に向けた周知・啓発等を協議する場である。

* **社会的障壁**…障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁となり得る事物、制度、慣行、観念などあらゆるもののこと。車いす利用者にとっての道路の段差や聴覚障がい者にとっての音声放送などがこれにあたる。

* **合理的配慮**…障がいのある人の生活や社会活動が、障がいのない人と同じように保障されるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに応じて提供されるさまざまな配慮のことで、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、障がい特性に応じて筆談や読み上げなどでコミュニケーションをとることなどをいう。

* **「障害を理由とする差別」に関する相談窓口**…笛吹市における相談窓口は、福祉総務課障害福祉担当、基幹相談支援センターおよび市内 4 か所の委託相談事業所。市職員による差別に関する相談については、総務課人事給与担当も窓口となる。

* **差別解消地域相談員**…「障害を理由とする差別」に関する相談への対応や助言、必要に応じて差別を受けたとされる相手方との調整、専門機関へのつなぎなどの役割を担う相談員のこと。県が委嘱する。笛吹市では、基幹相談支援センターおよび 4 か所の委託相談事業所に各 1 名配置している。

* 障害を理由とする差別の解消に関する職員対応要領…障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別」の禁止や「合理的配慮」の提供などに、笛吹市の職員が適切に対応していくためのマニュアルのこと。

基本目標 ⑮ 障がい理解の促進

【現状と課題】

- 地域自立支援協議会の取組を通じたまちづくり座談会や障がい者自身が講師を務める福祉講話、社会福祉協議会と協力して行っている講演の取組など、障がい当事者が主役となる活動を実施しています。
- 障がいに対する啓発の機会を創設して、地域の理解も進んできていますが、まだまだ十分とはいえません。特に精神障がい、発達障がい等の障がいに関する理解促進が課題です。
- 当事者目線からの地域や学校、職場等への障がい理解の浸透状況について、「十分とはいえない」「進んでいない」と答えた人が全体の43%を占めています。〈アンケート調査から〉
- 障がいに対する地域の理解を深めるために「障がい者自身の積極的な社会参加」が必要だと考える人が20%、「スポーツ、文化活動、イベント等による障害者と地域との交流」を望む人が18%います。〈アンケート調査から〉



【施策の方向性】

啓発活動や講演会等を通じて、地域や学校等への「障がい」、「障がい者」に対する正しい知識の普及と意識向上を図り、地域社会に「心のバリアフリー」を浸透させるとともに、市民一人ひとりがよき理解者として障がい者の生活を支えていける身近なサポーターとなれるような地域づくりを目指します。

特に、身体障がいや知的障がいだけでなく、一般の人が気づきにくい精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等も含めた地域への障がい理解の浸透を図るため、地域や学校への福祉教育の充実に努めます。

また、障がい者自身の地域活動への参加を促すことにより、地域における相互理解の促進を図るほか、スポーツ・文化を通じた障がい者と地域の交流の場を創設します。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
84	● 障がい理解の啓発の実施	地域住民が障がいについての理解を深め、ともに支えあいながら生活できる地域社会の実現に向け、市ホームページや各種イベント等の機会を通じて、障がい理解を推進するための啓発活動を促進します。また、 障害者週間 *の機会を通じた啓発活動についても強化します。	福祉総務課

85	●市民への福祉教育の推進	出前学習会*や福祉講話、研修会の開催、地域自立支援協議会の取組等を通じて、地域や学校（児童・生徒、教職員、保護者等対象）への障がいや障がい特性についての理解の浸透を図り、地域の中で障がい者を支えるしくみづくりを促します。	福祉総務課、健康づくり課、学校教育課、関係各課
86	●当事者の手による啓発活動の推進	障がい者自身の手による障がい理解を目的とした活動支援を行います。福祉講話や研修会等において、障がい者が自ら演壇に立てるような機会も促進します。また、地域自立支援協議会の取組等を通じて、障がい者自身の地域活動への参加を促すことにより、「障がい」に対する正しい理解や「障がい特性による困難さの違い」の理解などについて、地域に対する普及を図るほか、スポーツ・文化を通じた障がい者と地域の交流の場を創設します。	福祉総務課

- * **出前学習会**…市が行う事業や制度について、担当職員が地域や団体に出向いて説明し、意見交換等を行う事業。市政に対する理解や関心を深めてもらい、市民と行政とのパートナーシップを醸成することが目的。テーマはメニューの中から選ぶことができ、メニューにないものを希望することもできる。
- * **障害者週間**…毎年12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められた。

基本目標 ⑩ 当事者参画による地域づくり

【現状と課題】

- 少子高齢化が進み、障がい者が地域の中で自立した生活を継続していくためには、行政、社会福祉協議会、事業者、民生委員、ボランティア、近隣住民などさまざまな支援者による包括的な支援が必要です。
- 地域自立支援協議会の取組や社会福祉協議会との協力等を通じて、障がい者自身が地域の活動に参加する自発性が生まれています。地域社会への障がい理解の浸透と障がい者の自立を進めるため、さらに障がい者の社会参加を促していく必要があります。
- 障がいのある人が自らの体験に基づき障がいのある人を支援する手法は効果的であり、当事者や当事者団体による積極的な活動を支援していく必要があります。
- 共生社会の実現のためには、障がい者自身が積極的に地域活動へ参加できる環境づくりが必要です。
- 障がい者の日常生活を支えるボランティアの担い手が不足しており、市民にボランティア活動などに関心をもってもらうとともに、その活動を支援し活性化させていく必要があります。また、自助・共助の考え方や相互理解の観点から、障がい者自身がボランティアを受ける側だけでなく、自身のできることをボランティアとして実施できる仕組みづくりが必要です。
- 市民活動・ボランティアセンターと市ボランティア連絡会による合同研修会等を実施していますが、ボランティアが活動できる場を増やすために情報共有や積極的な活用が必要であり、ボランティア活動拠点の充実が求められています。



【施策の方向性】

本計画の基本理念である「障がいのある人もない人も ともに支えあい 共生できるまちづくり」の実現のためには、**自助・共助・公助***の考え方も踏まえ、障がい者が、その障がい特性等に応じた日常生活上の「困難さ」を補うために、地域や関係機関からの支援、行政サービスなど必要な支援を受けながらも、自らの力で解決できることは、自ら行動を起こし、また自らの意思、希望を地域社会に向けて発信していくことが大切です。

こうしたことから、障がい者が、自らの能力を最大限発揮するとともに、地域の一員として何らかの役割を担いながら、充実した日常生活や社会活動を営むことができるよう、障がい者自身の地域活動への積極的な参加や主体的な社会活動への取組を後押しします。

また、障がい特性や年齢等による苦手な分野に関しては、行政区、民生委員、ボランティア、近隣住民等が、さまざまな角度からそれぞれの役割に応じて、障がい者の日常的な見守りや必要な手助けを行うことにより、障がい者が地域の中で安心して、自立した生活が送れるよう地域の支援体制づくりを進めます。

【主な施策・事業】

No.	主な施策・事業	取組内容	主な関係課
87	●当事者の地域活動への参加および市民との交流促進	地域自立支援協議会の取組等を通じて、障がい者自身の地域活動への積極的な参加を促進します。また、障がい者と地域住民との交流の場を充実し、近隣住民との関係づくりや相互の助け合いによる地域づくりを促進します。	福祉総務課
88	●障がい者による自発的活動の支援	自助、共助の考え方のもと、障がい者がその能力を活かし、地域社会の一員としての役割を担っていくための、太鼓教室、 ピアサポーター事業* 、 障がい者サロン* など、障がい者自身による自発的、主体的な活動を支援します。	福祉総務課
89	●障がい者団体の活動支援	障がい者団体が、障がい者相互の交流や情報交換、障がい者の自立、福祉の増進や地域への障がい理解の促進等に向けて主体的に実施する活動を支援するとともに、その活動のための助成を行います。	福祉総務課
90	●障がい者自身によるボランティア活動の推進	障がい者自身によるボランティア活動を支援することにより、相互扶助の精神のもと、自らの能力を活かせる機会の創出を図り、障がい者の地域貢献を通じた生きがいづくりや地域社会への対等な参画を促進します。	福祉総務課 市民活動支援課 関係各課
91	●ボランティアによる支援体制の充実	障がい者への身近な場所からの支援を促進するため、 市民活動・ボランティアセンター* やボランティア活動への支援を通じて、ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進します。また、ボランティア団体の育成支援を行うとともに、障がい者支援に特化したボランティアなど、地域の身近なサポーターの養成に取り組みます。	市民活動支援課 福祉総務課 関係各課

92	●近隣での生活支援体制の構築	日常的な見守りや困りごとの相談相手、ときには行政や関係支援団体とのパイプ役として、障がい者や家族にとっての身近な支援者である行政区、民生委員・児童委員、近隣住民等に対して、必要な情報提供や活動のための支援を行うとともに、こうした地域団体と障がい者との日常的な関係づくりを支援します。	福祉総務課 総務課 関係各課
93	●男女共同参画プランに基づく環境づくり	笛吹市男女共同参画プラン *に基づく啓発を行うことにより、地域や家庭における性別役割分担意識の解消を図るとともに、各種サービスの活用および地域、職場等におけるサポート体制の充実により、女性に偏りがちな家事・育児・介護などの負担軽減を促し、障がい者の自立と家族支援を促進します。	市民活動支援課 福祉総務課 関係各課
94	●当事者参画による政策決定	障がい者施策をはじめとする各種行政計画や政策の決定に際しては、議論や意思決定が障がい者不在で進むことがないよう、可能な範囲で、検討過程への障がい者、家族、障がい者団体等の参画を促進します。	関係各課

* **自助・共助・公助**…「**自助**」とは、自分や家族の責任でできることは、自ら行うこと。「**共助**」とは、自分や家族だけでは解決することが困難なことについて、近隣住民や仲間どおしが互いに協力して行うこと。「**公助**」とは、法律や制度に基づき行政機関等が行うこと。課題の解決のためには、でき得ることは自ら行い、できないことは、互いの立場や役割を理解し、協働により取り組んでいくことが重要といわれる。

* **ピアサポーター事業**…「ピア」とは「仲間」という意味。精神障がい者自らが、仲間どおしで自立に向けた活動や交流を行う場を提供する事業。社会福祉協議会に委託し、実施している。

* **障がい者サロン**…障がいのある人もない人も気軽に参加し、情報交換や仲間づくりを行う場

* **市民活動・ボランティアセンター**…市民活動やボランティア活動の情報発信、情報交換、交流の拠点として、平成28年1月、市役所八代庁舎内に設けられた。団体活動や打ち合わせスペースとしても利用できる。市、社会福祉協議会、市民活動団体、NPO、ボランティア団体とともに運営を行う。

* **笛吹市男女共同参画プラン**…笛吹市における男女共同参画社会実現に向けた施策を、市民、事業者、行政が総合的、計画的に推進していくための計画のこと。

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

(1) 地域自立支援協議会を通じて

地域自立支援協議会は、障がい者の生活を支えるために、相談支援事業をはじめとしたシステムづくりに関し中核的な役割を果たすとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場であり、障がい当事者や家族、市民代表者、医療機関、福祉事業者、学識経験者、行政職員などにより構成されています。令和2年度現在、地域自立支援協議会には協議会本会のほかに、専門部会としての相談支援部会、当事者・家族部会、児童部会の3つの部会と事業所連絡会、委託相談連絡会、計画相談連絡会の3つの連絡会、そして差別解消支援会議があります。部会の活動ではこれまで、計画の推進と具体化のために、事例検討、支援者のスキルアップ研修会の実施、防災学習会、障がい者児自らがスキルアップするための学習会、困難ケースなどの共有、地域課題解決のための協議等を行っています。

本計画の推進にあたっては、計画の基本理念である「障がいのある人もない人もともに支えあい 共生できるまちづくり」の実現に向け、「障がい者に関わることを障がい者抜きには決めない」ことを基本とし、地域自立支援協議会の活動の中で可能な限り情報共有を図りながら、計画の具体化に向けた協議を行うとともに、地域自立支援協議会を構成する部会等の取組みにより、障がい当事者の意向に沿った施策の展開を図っていきます。

(2) 当事者ニーズの把握

地域自立支援協議会では、障がい当事者団体をはじめ、相談支援事業者や福祉サービス事業者等が部会等を構成し、障がい当事者や家族の意向を適時に把握できる下地があります。

このため、地域自立支援協議会での取組を通じて、参加者相互が顔の見える関係をつくり、連帯と協調の中でニーズを掘り起こし、行政施策につなげる提案や民間事業者、NPO等へのサービス需要の情報提供、新しい公共の可能性を求める基礎データの提供等を行っています。

また、必要に応じてアンケート調査なども実施することにより、当事者ニーズの把握

に努めます。

(3) 市民や関係機関との連携・協働

本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、社会福祉協議会、事業者、行政機関等はもちろんのこと、障がい当事者も参画のもと、それぞれの役割に応じて力を発揮していくことが必要です。

このため、地域を構成するすべての人が、互いの信頼関係を深めるなかで、それぞれの特性に応じて役割を分担し、ともに施策の推進を図っていけるよう、地域自立支援協議会の取組を通じてネットワークづくりや情報共有を図ります。

(4) 国・県、近隣市町村等との連携

本計画の内容は、法制度の趣旨や財源的事情などから、笛吹市単独で対応できないものも多数含まれます。

また、施策の規模や性質上、他の自治体と共同により実施した方が効率的、効果的な場合もあります。

このため、必要に応じて、国・県や近隣市町村と連携しながら事業展開を図っていきます。

(5) 庁内関係課との連携体制の強化

本計画の内容は、保健・医療、福祉、教育、生活環境などさまざまな関連分野を横断しているため、本計画の推進には、障害福祉主管課である福祉総務課（障害福祉担当）のみならず、庁内の関係各課が連携をはかり、全庁一丸となって取り組みます。

また、障害福祉という観点だけでなく、本計画の基本理念である「障がいのある人もない人も ともに支えあい 共生できるまちづくり」の実現のためには、また障害者差別解消法でいう「合理的配慮」の観点からも、障がい者の意向やバリアフリーの考え方が市役所内に共有されていなければなりません。

このため、障がい者の視点にたった本計画の総合的かつ効果的な推進を図るためには、日頃から、福祉総務課を中心に庁内の関係各課相互の情報共有を図るとともに、事業の検討や具体化に際しては、重層的体制整備事業を見据え関係各課との連携、協力体制を確保します。

2 計画の検証と見直し

(1) 計画の点検・評価

本計画では、3つの基本分野に応じて、あわせて16項目の基本目標を掲げています。

本計画を計画的かつ実行的に推進していくためには、計画の進捗状況や達成状況を当事者・家族目線、事業者・支援者目線、行政目線により検証することが必要です。

このことから、3年間で1期として、3年ごとに内部評価を行い、その結果を地域自立支援協議会に報告し、客観的な点検と評価（第三者評価）を受けることにより、施策の進捗の確認と施策・事業の実施への反映を行う「PDCAサイクル」による評価システムを構築します。

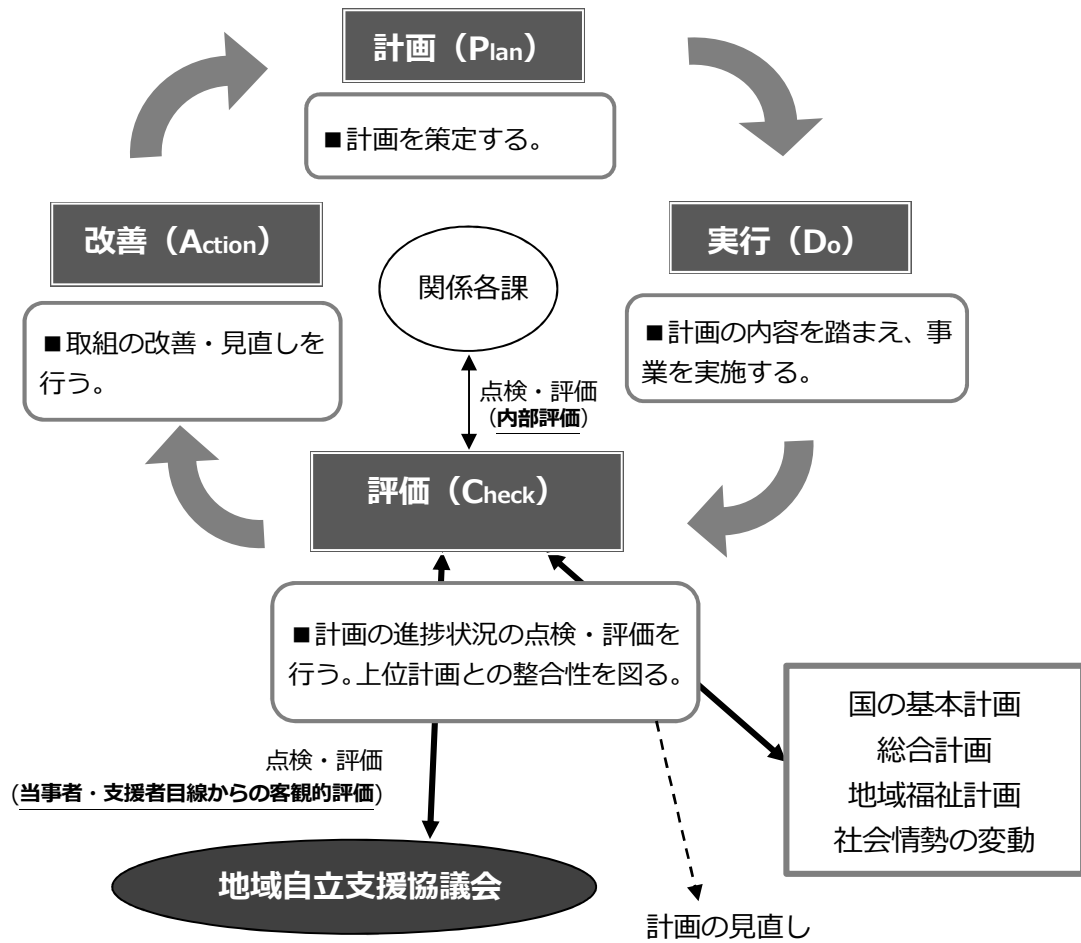
(2) 計画の見直し

「第4次障害者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間としています。

このため、計画期間における施策の進捗状況や新たな国の基本計画、障がい者を取りまく社会情勢の変動等を踏まえ、計画期間の最終年度（令和8年度）に、令和9年度から令和14年度までの6か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」を策定します。

ただし、PDCAサイクルによる点検・評価等により計画の見直しが必要になった場合や国・県の動向、法整備等の状況等や笛吹市総合計画・笛吹市地域福祉計画も踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じて本計画の見直しができるものとします。

■ 障害者基本計画の推進におけるPDCAサイクルのイメージ



3 障害福祉計画との一体的推進

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、国が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの数値目標などを示すものであり、本計画に基づく実施計画として位置づけられるものです。

このため、障害福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針の内容を踏まえるとともに、本計画における施策推進の考え方に沿って計画づくりを進めます。

障害者基本計画は 6 か年、障害福祉計画は 3 か年の計画期間であり、本計画の検証時期と障害福祉計画策定時期が同時期となるため、両計画相互の整合性を図りながら、計画の効果的な推進を図っていきます。

